

「茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画（素案）」及び「茅ヶ崎市経営改善方針（2017年度版）（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成30年1月27日（土）～平成30年2月27日（火）
- 2 意見の件数 149件
- 3 意見提出者数 15人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	2人	4人	6人	3人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
	茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画全般に関する意見	17件
1	これまでの取組みと今後の課題に関する意見	8件
2	茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画の基本方針に関する意見	17件
3	政策・施策別計画に関する意見	61件
	茅ヶ崎市経営改善方針（2017年度版）全般に関する意見	5件
1	経営改善方針（2017年度版）策定にあたっての考え方に関する意見	19件
2	経営改善方針（2017年度版）の着実な推進に向けてに関する意見	1件
3	部局における経営改善の視点及び行革重点推進事業一覧	0件
4	事業総括表（重点事項別行革重点推進事業一覧）に関する意見	4件
5	各重点事項における行革重点推進事業に関する意見	0件
	パブリックコメントの実施に関する意見	14件
	その他の意見	3件
	合計	149件

※「茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画（素案）」及び「茅ヶ崎市経営改善方針（2017年度版）（素案）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 企画部 企画経営課 企画経営担当
 行政改革推進室 行政改革推進担当
 0467-82-1111（内線 2531～2536）
 e-mail:kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp
 gyouseikaikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■茅ヶ崎市第4次実施計画全般に関する意見（17件）

(意見1)

重要な計画には 審議会があり、正しい運用のために進捗状況の評価を毎年行っているはず。それが総合計画に生かされているととても思えない。審議会の答申など有効活用してほしい。

(市の考え方)

第4次実施計画の事業要求にあたっては、総合計画と個別計画の連携を充実させるため、個別の審議会からいただいたご意見や評価結果等を踏まえたうえで、3年間の事業内容を検討するスキームとしております。

具体的には、事業要求書に「市民及び個別審議会からの意見等」の欄を設け、各課かいにおいて所管している個別計画における個別審議会等の評価を明らかにし、事業立案することとしております。

(意見2)

細かなことだが、例えば 円卓会議のような 専門者会議があり、アドバイザー組織、審議会、地元の自治会、市民討議会、市民アンケートなど、行政に都合の良いときにだけ都合の良い部分を使っている。無駄が多いと思うがいかがか。

(市の考え方)

本市では、茅ヶ崎市市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）第8条において、「意見交換会」や「説明会」など特定の問題に関して成果を得ることを目的として行う集会や、計画の策定段階や事業の評価段階において、市民の皆さまのご意見の傾向等を把握することを目的とした「アンケート」、特定の問題に関する市民の意見等を直接聴き取り調査する手法としての「ヒアリング」、条例又は政策の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表する一連の手続としての「パブリックコメント手続」など、多様な市民参加の方法を位置付けております。

また、各部局においては、計画の策定及び進行管理等において、必要に応じて附属機関が設置されております。附属機関は、地方自治法第138条の4に「地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができる」と規定されおり、社会において起こる様々な課題に的確に対応するため、設置目的を踏まえ適切な範囲で様々な立場からの専門的な意見を聴取するものとして設置されているものです。

このように、様々な意見聴取の場を確保することにより、それぞれの案件に適した方法で意見を聴取できるものと考えております。今後につきましても、様々な方法により市民の皆さまから広くご意見をいただくとともに、計画策定や事業実施への反映に努めてまいります。

(意見 3)

もはや、各課が縦割りの意識でバラバラなことをやっているのは、とうてい施策が実現できない時代に突入しているのに、素案では庁内の連携がまったくイメージされていない。連携がないということは、効率的な手法や工夫、考え方は生み出されないことなので、このような素案を作成しても、市は今までのように惨敗の繰り返しになるだけだと思う。

スポーツなどであれば、それは明確に結果となって現れるが、茅ヶ崎市役所はこの先も表彰台に上れる可能性は見いだせない素案になっている。

(市の考え方)

本市では、総合計画をより実行性のあるものとするため、基本構想に定めた目標と市の組織（部門・課）を連動させることで、施策の実行責任を明確化しております。

現在の組織運用にあたりましては、基本構想策定当初の組織を維持することを前提としながらも、基本構想策定後の社会経済情勢の変化等に対応するため、平成 26（2014）年度には基本構想の中間見直しを、28（2016）年度には保健所政令市移行に伴う基本構想の見直しを実施し、あわせて一部組織を見直しております。

また、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、部局横断的なプロジェクトチーム組織の設置や、新たに生じた行政課題に対応するための職の設置など、様々な運用方法を用いて庁内連携を図ってまいりました。

今後も様々な運用方法により庁内連携を図るとともに、来年度より本格化する茅ヶ崎市次期総合計画の策定過程において、社会情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応できる組織運営システムの構築を目指して検討を進めてまいります。

(意見 4)

市民満足度調査は市民のニーズを把握する有効な手段と思いますが、よりの確な把握には現行の南東部、南西部、西武、東部、北部全体の回答数 1,500 では少な過ぎます。経費は掛かっても各地域ごとの平均回答数が 1,000、全体で 5,000 の回答数を得ることを目標として、調査対象の母数を現行の 3 倍、世帯数の約 1 割に当たる 10,000 に引き上げることが望ましいです。

これまでの調査では「まちづくりに市民の声が活かされている」と回答した率はわずか 2～3%を推移し、かつ減少傾向にあるので、経営改善の一環として改善に取り組む必要があります。

(市の考え方)

茅ヶ崎市市民満足度調査は、市政に対する満足度や重点におくべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画基本構想の進行管理のための基礎資料を作成することを目的に、市内に居住する満 16 歳以上の男女 3,000 人を対象として、無作為抽出し、郵送により実施しております。本調査の回収率は約 50%で、1,500 件程度の回答をいただいております。統計調査を実施する場合、誤差の範囲を±5%以内に設定することが一般的とされております。本市の人口規模において統計調査を実施した場合、1,500 件程度の回答を確保することで、誤差の範囲は±3.5%以内になるとされていることから、十分な回答数を得ているものと考えております。

加えて、地区ごとの回答数は、総人口に対する各地区の人口と概ね同様の割合であることから、各地区のご意見が十分に反映されているものと考えます。

また、「まちづくりに市民の声が活かされている」と回答した率は平成 26（2014）年度の調査結果の 2.7%から横ばいと低い数値で推移しております。これまで本市では、茅ヶ崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第 22 条の規定に基づき、苦情対応制度を運用し、市民ニーズをくみ取り、業務改善に繋げる取組を進めてきましたが、この結果を真摯に受け止めなければならないと考えております。

今後につきましては、より多くの回答をいただけるよう、実施方法を検討するとともに、いただいたご意見の反映が市民の皆さまに伝わるような情報発信に努めてまいります。

（意見 5）

第 4 次総合計画では、採択素案をベースに地区別・テーマの意見交換会が実施されました。この意見交換会で市民から様々な意見や提案などが出されています。

出された意見や提案などがどのように整理、今回の素案にどのように生かされたのかわかりません。

結局、「市民から意見や提案などを言う機会をつくっただけ」とわたしは感じています。

市民と行政が一緒になってということをして市長などはよく言っていますが、それは言葉だけのように感じます。

一番大事なことが欠落しています。

（市の考え方）

7 月から 8 月かけて実施しました地区別・分野別懇談会や、その後、素案の策定までにお寄せいただいた意見は計 169 件にのぼり、延べ 248 名あまりの市民・関係団体の皆さまに第 4 次実施計画（素案）の策定に参加していただきました。いただいたご意見につきましては、担当部局に申し伝えるとともに、全てのご意見について、その対応を整理したうえで、素案を取りまとめております。

なお、いただいたご意見の取りまとめにつきましては、市ホームページにおいて公開させていただきましたので、ご確認ください。

今後につきましては、より迅速な資料の公表に努めてまいります。

（意見 6）

現総合計画（体系図・基本構想の構造・実施計画の相互関係と『計画』全体の構成、参照関係・レイアウト等）が分かりにくいことは問題です。まず市民に分かり易いことを前提に、長期目標・中期目標・実施計画の構成とレイアウト、資料、用語解説、索引、冊子構成等を再検討して下さい。

（意見 7）

不祥事があいついでいることは、行政運営において重大な問題があることを示しています。不祥事についてしっかりした分析と抜本的な対策が講じられているように見えません。これでは総合計画は「仏造って魂入れず」になります。PDCD はほとんどことばだけで終わっています。問題点、その理由・原因、課題の明確化、方針・計画・事業――総合計画において、これらを市民に分かりやすく作成・提示してください。

(市の考え方)

現行の総合計画は、平成 23 (2011) 年度から 32 (2020) 年度の 10 年間で計画期間とし、中長期 (20~30 年) の展望に基づいて、10 年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として定めた「基本構想」と、基本構想に定める目標を達成するために実行する施策の具体的な内容を示した 3 年間の計画である「実施計画」の 2 層で構成されております。

また、総合計画をより実行性のあるものにするため、基本構想に定めた目標と市の組織 (部門・課) を連動させ、施策の実行責任を明確化するとともに、基本構想に定めた目標を達成するための具体的な取組を立案し、実行する過程において、行政評価と予算・人員編成などを連動させた、PDCA [Plan (計画) -Do (実行) -Check (評価) -Action (改善)] マネジメントサイクルによる計画の進行管理をすることとしております。第 4 次実施計画の策定にあたっては、28 (2016) 年度に実施した「政策・施策評価」を実施し、これまでにおける課題と、それを踏まえた第 4 次実施計画での取組の考え方を整理し、計画策定に反映するよう努めてまいりました。

なお、総合計画の体系や実施計画との関係等については、第 4 次実施計画書の 13 ページから 20 ページに記載しております。

今後の計画書作成にあたっては、いただいたご意見を参考に、市民の皆さまに分かりやすい内容及び構成を検討してまいります。

(意見 8)

総合計画は自治基本条例の理念の実現をめざすべきものであり、自治基本条例ののっとり計画・実施・検証されるべきものと考えます。この趣旨を総合計画に位置づけ表現する必要があると考えます。

(市の考え方)

現行の茅ヶ崎市総合計画基本構想は、自治基本条例施行前の平成 21 (2009) 年 12 月の市議会での議決を経た後、策定されたものですが、策定にあたっては、市民提案会議をはじめ、アンケート調査の実施、各種懇談会及びシンポジウムの開催等、様々な方法により「市民説明」「情報共有」「市民参加」に努め、多くの市民の皆さまのご参画いただきながら、3 年の歳月をかけて策定しました。

また、現行の総合計画は、平成 32 (2020) 年度で終了するため、新たに 33 (2021) 年度を始期とする総合計画を策定することから、自治基本条例第 18 条の規定に基づき、平成 29 年 9 月 1 日付「次期総合計画の策定の着手について」により、次期総合計画の策定に着手する旨を公表したところです。加えて、平成 30 (2018) 年 2 月 20 日付で策定しました、「茅ヶ崎市次期総合計画策定方針」においては、自治基本条例における総合計画の位置付けを明確にするとともに、自治基本条例の規定による本市の自治の基本理念にのっとり、市民参加の機会を確保し、寄せられた意見・提案等を多角的かつ総合に検討し、計画に反映させるよう努めることとしています。

今後においても、自治基本条例の趣旨にのっとり、市民の皆さまとの議論を重ねたうえで、次期総合計画の策定作業を進めてまいります。

(意見 9)

市民参加が形骸化している市政運営の現状を踏まえて、市民参加の実質化・深化について位置づけてください。

(市の考え方)

市民参加については、自治基本条例第 16 条において、「市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加すること」と定め、平成 26 (2014) 年 4 月に施行した市民参加条例の中で、必要な事項を定め、市政への市民の意見の反映を推進しております。

市民参加条例は、第 14 条において 4 年を超えない期間ごとに、条例の施行状況を検証し、その結果の基づき、必要な措置を講じなければならないこととし、市民参加の形骸化を防止することとしております。

28 (2016) 年度には、市民参加条例施行後初めての検証を実施し、市民参加の施行状況の現状を把握したうえで、課題を導き出し、解決に向けた 3 つの改善施策を位置づけ、具体的に取組を進めているところです。

これまでも市民参加に関する職員研修を継続的に実施してきたところではございますが、さらに 30 (2018) 年度には、改善施策の一つに位置づけた、「市民参加の職員意識の向上」を図るべく作成を進めてきた、市民参加に関する職員事務マニュアルの運用を開始し、職員への市民参加意識の浸透、市民参加の取組の充実を図ってまいります。

なお、総合計画第 4 次実施計画には、こうした改善施策を着実に実施するため、「市民参加推進・啓発事業」を位置づけ、市政への市民参加の一層の推進に取り組んでまいります。

(意見 10)

市民ニーズに的確に応えることは行政の責任ですが、その前提は市民ニーズを的確に把握することです。柳島スポーツ公園や学習体験複合施設などの市民に対する説明会では、殆どの参加者が期待していたことと異なる説明に強く反発していました。計画の早い段階から特定の団体だけではなく、自治基本条例や市民参加条例に基づき、広く一般市民の声を聴く機会をより多く設ける必要があると感じています。

(意見 11)

(P1) (P2) (P4) より・・・課題は人口問題や財政問題も市が計画し実行してきたところの結果によるものであると思う。たとえば道の駅の赤字も心配です。また収支の状況が未定(計画)とも聞きます。市保健所に国(国庫)からの歳入が予定額より低いと聞きます。(このことについても)このことから PDCA を、いや、市民参加や市民の need を取り入れ N・PDCA をしたらと思う。

(意見 12)

人に対応する際人の生活や人が本当に何を求めているのか、人との交流をどう作りながら生活しているのかを知ってから計画を進めてほしい。一人ひとり思いがけない力を秘めており人と支え合って生活していることを、市の職員は尊重しながら仕事を進めてほしい。本当の市民ニーズはどこにあるのか一部の人の意見ではなく・・・

(市の考え方)

本市では、平成 26 (2014) 年 4 月に市民参加条例を施行し、第 7 条において、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価のいずれの過程においても市民参加を推進することや、第 8 条において、説明会やアンケート、パブリックコメント手続などの市民参加の方法を規定するとともに、第 9 条において、必要に応じて複数の方法を実施するよう努めることとし、市政への市民意見の反映を推進しております。

市民参加の方法の実施にあたっては、条例や政策等の内容に応じて、あらかじめ、どの段階で、どのような方法を何回行うか等について適切に判断したうえで、広く市民の皆さまからご意見を伺う機会を設けることが重要であると考えております。

また、30 (2018) 年度に運用を開始する、市民参加に関する事務全般について網羅的に取りまとめた職員事務マニュアルにおいても、説明会を含めたそれぞれの方法の特性などを解説し、市民参加の機会の充実に取り組むとともに、職員への市民参加意識の浸透を図りながら、市民参加の推進に取り組んでまいります。

(意見 13)

「新しい公共」、「民営化」は本質的に行政責任の市民への転嫁であり、結局は行政の質の低下をもたらします。さらに行政と民間企業との癒着の温床となる危険性をもつものです。憲法及び地方自治法等にのっとり公共性を尊重し、市民の基本的人権を守り健康で文化的な市民生活を実現する市政運営を行ってください。

(市の考え方)

総合計画基本構想では、「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」を市政の基軸と位置付けて、行政運営の転換を図ることとしております。急速に変化する社会情勢や、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、これまで行政が直接執行してきた事業のうち、市民の主体的な活動と連携・協力し推進すべきこと、民間企業の資金やノウハウを生かすべきことを見極め、事業実施主体の最適化を図ることは、厳しい財政状況のなか、市民サービスを持続的・安定的に提供するうえで必要不可欠であり、行政責任の市民への転嫁ではないものと考えております。行政が最適化を進めることによって、行政には、事業の実施主体が適切に事業を実施しているかどうかについてモニタリングするとともに、必要に応じて軌道修正するという新たな役割が生じます。行政がしっかりと取組の舵を取ることで、質の高い市民サービスを最適な主体により提供できるまちづくりを推進できると考えております。

また、自治基本条例では、第 4 条第 1 項で「茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない」と規定し、同条第 3 号において、「茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること」として定めているところです。

今後とも、自治基本条例に規定された事項を認識し、かつ、理解したうえで市政運営に取り組んでまいります。

(意見 14)

現在、少ないくない審議会等附属機関は形骸化し、行政の都合に合わせた「カクレミノ」的存在とされています。市民参加及び専門的知見を市政に反映させる本来の立場から検証し、附属機関の位置づけ、委員の構成及び運営を抜本的に改善してください。

(市の考え方)

附属機関は、地方自治法第 138 条の 4 に「地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができる」と規定されております。

本市では、社会で起こる様々な行政課題に的確に対応するため、有識者や市民等の意見を市政に反映させる仕組みとして、地方自治法の規定に基づいて附属機関を設置しております。その仕組みが最大限に生かせるよう、平成 27 (2015) 年度に附属機関の位置づけや適切な運営等について考え方を整理し、平成 29 (2017) 年 4 月に「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」を施行したところです。

今後につきましても、附属機関の運営にあたりましては、関係法令にのっとった適切な運営に努めてまいります

(意見 15)

今「2025年問題」が全国で話題になっておりますが2025年には高齢者が非常に多くなります。そのため高齢者の福祉健康、そして多くなる高齢者の力の活用が重要になって来ると思います。高齢者の福祉・健康においては高齢者が「家にひきこもり」にならない様高齢者に合った仕事をするとか趣味を活かしたイベントやグループに参加し又自分に合った「地域コメント」に参加し身体と脳を働かせて身体の活性化を計り健康寿命を伸ばしていかななくてはならないと思います。多くなって来る高齢者の力を活用するには自分に合った仕事をするのも良いと思いますがその高齢者の力を「子供の地域教育」に活用するのが良いと思います。「子供の地域教育」は子供の「勉強の補助」だけでなく「地域とのふれあい」そして「体験学習」や子供が気安く相談する事が出来る「相談窓口」等色々な事をする必要があります。この様に2025年に非常に多くなる高齢者の福祉や健康と高齢者の力の活用を考え高齢者が生きがいのある健康寿命を伸ばした生活が出来る様に色々な対策・施策を考える事が重要だと思います。

(市の考え方)

意見の趣旨については、本市においても今後の超高齢社会の進展に対応するために大変重要な視点であると考えております。そのため、団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年を一つの節目と捉え、平成 27 (2015) 年 2 月に「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」を策定しました。この方針では、「元気で、自分らしく、生涯暮らせるまち 湘南 茅ヶ崎」を豊かな長寿社会の将来像として、様々な取組を推進しております。

なお、ご意見にあります健康寿命に大きく影響する要因には、生活習慣病や虚弱化等があると考えられます。そのため、高齢者になっても引き続き生活習慣病の予防やコントロールができるよう様々な事業を展開しているところです。また、健康には「運動」

「栄養」「社会参加」が重要であることから、3つの側面から様々な取組を行っております。加えて、高齢者自身が健康維持や虚弱化予防の取組を実践することが、高齢者の多様な「健康で生きがいのある生活」を支えていくためには大切なことであると考えます。そのため、高齢者の見守り支援をしていただいている地域の方々、民間事業者、行政等関係者が連携協力しながら、高齢者自身の取組を支える体制を構築してまいりたいと考えております。

また、地域コミュニティにつきましては、高齢者が地域とのふれあいを通じて日頃から地域とのつながりを持つことが、本人の孤立化を防ぐだけでなく、地域での共助につながっていくと考えております。高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、技術を活かして地域の担い手として活躍していただくことで、さらなる地域力の向上につながっていくことを期待し、市としても地域コミュニティの取組を引き続き支援してまいります。

(意見 16)

高齢者の6割の人が「最後の時を自宅で迎えたい」と願っているため「在宅医療・介護」も育成・充実させないといけないと思います。又低所得単身高齢者の住宅・福祉の問題も考える必要があると思います。

(市の考え方)

厚生労働省が公表している「平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計」によると、本市の老衰を死因とする標準化死亡比^{*}は、男性210.2、女性172.1となっており、全国平均の100に対して、男性の場合約2倍となっております。この要因は様々な考えられるところですが、大きな病気を患うことなく、自宅で最期を迎えられる方が比較的多いものと推測されます。

超高齢社会を見据えた在宅医療及び医療と介護の連携の推進に向け、平成25(2013)年から寒川町と共同で「仕組みづくり」「人材育成」「住民への周知」の3本柱を掲げ取り組んでまいりました。その取組のひとつとして、29(2017)年6月には、市保健所に「在宅ケア相談窓口」を設け、在宅医療や医療と介護の連携に関する住民や専門家からの相談に対応しております。また、同年9月に実施した医療福祉介護に携わる専門職の研修(第13回多職種連携研修会)で、医療と介護の連携に関するアンケートを行ったところ、以前に比べ連携が進んできていると回答している方は、約83%でした。

2025年には、本市においても65歳以上の方が約6万6千人になると推計されております。さらに、団塊ジュニアの世代が65歳を迎えはじめる2040年には約8万2千人となると推計しております。次期総合計画の策定におきましては、長期的に高齢者の増加が見込まれることを踏まえ、どういった将来の都市像を描くべきか、市民の皆さまと議論を重ねてまいります。

※標準化死亡比：性、地域ごとに「全国の年齢階級別死亡率で死亡するとしたときのその地域の期待死亡数」に対する「実際の死亡数」の比を100倍して算出している。したがって、年齢構成の違いの影響を除いて死亡状況を表すものであり、地域比較に用いている。(厚生労働省記者発表資料抜粋)

(意見 17)

もう一つ言えばこれからの日本を背負って行く「子供の教育」だと思います。子供の教育には「学校教育」「家庭教育」「地域教育」があります。「学校教育」において政府も色々な対策を考えておりますがその一つの「子供教育の無償化」があげられますがこの政策は全面的に行うには「高所得者への過剰サービス」になります。「無償化」が悪いと言う事ではなく、これを全面的に行わないで低所得で学ぶ事が難しい子供に対してまず「無償化」を行いそして色々な方法で段階的に考え助成していくべきではないかと思えます。「家庭教育」においてはこれから母親が仕事をせざるを得なくなる事も考えられますので夫婦における「子供教育」に対する指導・そして夫婦（特に夫）の協力・助け合い・御互いの理解又それを助ける行政及び企業の力が重要になって来ると思えます。「地域教育」においては「学校教育」「家庭教育」が色々な問題をかかえておるためこれから増々重要になって来ると思えます。そのため前述しました高齢者の力の活用や「まちちから協議会」における「地域コミュニティ」の活用が重要になると思えます。この様に「2025年問題」の高齢者対策と「子供の教育」が「総合計画」を企てる時重要だと思えます。「素案」にあります基本理念は重要だとだと思えます。

(市の考え方)

ご意見にあります高齢者の力を活用しながら「学校教育」「家庭教育」「地域教育」の連携を図る仕組みづくりは、本市といたしましても、今後の少子高齢化に対応するために大事な視点であると認識しており、現在もいくつかの取組を推進しております。

高齢者の力の活用といたしましては、生涯現役応援窓口を開設し、会社を定年退職された方や子育てが終わられた方を対象に、これまで培った知識や経験を地域に活かしていただくためのマッチング支援を行っております。これまで多くの方々に学童保育のサポートや地域における学習支援などに携わっていただき、子どもの成長の一翼を担っていただいております。

また、子どもが成長していくためには、様々な環境の中で、多くの人と触れ合い、学び、経験していくことが重要であり、「子ども・子育て支援事業計画」の中でも子どもが地域で安心して集える居場所について推進していくことをうたっております。こうした計画の趣旨を踏まえ、子育て支援センターでは市内の子育てサロンやサークル等、地域との連携を行っているほか、市内保育園でも地域の高齢者の方と触れ合う機会をつくっております。

学校におきましては、地域と連携した学習支援として、夏休み等を活用したボランティアによる取組が行われているところもあります。その中には、学校とまちちから協議会等が連携した子どもの居場所づくりなど、子ども支援に積極的に取り組んでいる地域もあります。加えて、市民提案型協働推進事業の提案団体である「こども応援丸」では、地域の大人などのボランティアによる学習支援を平成 29 (2017) 年度より市内中学校 2 校で実施しております。

こうした多世代共生に向けた取組や教育に関する地域連携については、第 4 次実施計画においても引き続き推進してまいります。

■これまでの取組みと今後の課題に関する意見（8件）

（意見 18）

これまでの取組みの総括には、目標体系と組織を連動されることによって実効性があったのか、どこが課題だったかは書かれていない。PDCAを実施するなら、達成できないことは何に原因があるのか、その課題を解決するための施策を重要施策とすべきと思う。

今回の基本理念の評価においても、目標値と大きな差が出たものに関するコメントはなく、それを改善する施策の具体的な案がないように読み取れる。

（意見 19）

現在の総合計画基本構想に関わった第1期2期3期の総合計画審議会では、選択された代表的な事業について、総合計画審議会でも外部事業評価を行い、次年度実施事業計画に審議会のコメントを記載して改善に役立てるようにしたと記憶していますが、現在はどのように評価作業が行われているのでしょうか。審議会の評価を実施事業計画に記載し、常に改善に向けた取組みが進むようお願いしたいと思います。

（市の考え方）

茅ヶ崎市総合計画基本構想では、計画をより実行性のあるものとするため、目標体系と市の組織を連動し、政策・施策の実行責任を明確化するとともに、茅ヶ崎市が目指す将来の都市像の実現に向け、行政評価と予算・人員編成を連動したPDCA〔Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）〕マネジメントサイクルにより、計画の進行管理を行うこととしております。

第4次実施計画の策定にあたっては、総合計画基本構想の前半5年間（平成23（2011）～27（2015）年度）の取組を、政策推進コストや、予め設定した指標の達成状況から評価する「政策・施策評価」を28（2016）年度に実施し、茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価も実施しております。第4次実施計画の事業採択に際しては、この政策・施策評価結果を踏まえて、計画期間内に具体的な取組が必要となる事業を位置付けております。

なお、第4次実施計画書の2ページから6ページには政策・施策評価結果の概要を記載しております。政策・施策評価における、これまでの取組の分析や今後の取組の考え方等、評価結果の詳細については、市政情報コーナーや市ホームページで公表しておりますので、ご覧ください。

（意見 20）

また、9ページの第4次実施計画に向けた課題でも、高齢社会・人口減少は早い時期からわかっていたことであり、それらを念頭に茅ヶ崎市としてはどのようなまちづくりにするのが、明確ではない。「豊かな長寿社会に向けたまちづくりの基本方針」や「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」がそれだというのはおかしいと思う。これらは正式な附属機関ではない有識者会議で基本的な内容が設定され、十分な市民の議論もないままに出されたものである。

自治基本条例に則って、この総合計画を策定しているというのなら、市民に大きな影響がある他の計画や基本方針についても、多くの市民に関心を持ってもらう状況を作る必要があると考える。

(市の考え方)

平成 27 (2015) 年 12 月に監査委員からいただいたご意見を踏まえ、地方自治法に規定する附属機関と同様の機能を有する会議体の在り方については、適切な運用に努めているところです。なお、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」及び「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定にあたっては、その後の手続きや意思決定につきましては、適正に処理されており、第 4 次実施計画期間中においても、少子高齢社会に対応した取組を進めてまいります。

また、自治基本条例では、市政運営の基本原則として、「市政説明の原則」、「情報共有の原則」及び「市政参加の原則」を定めております。このうちより多くの市民に市政に関心を持っていただき、市政に関する情報を市と共有することは、市民が市政に参加する礎となるものであり、大変重要なことであると考えております。

このことを踏まえ、これまでも市では、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めてまいりました。今後も提供する情報が分かりやすいものとなるよう表現を工夫するとともに、市民が容易に市政に関する情報の提供を受けられるよう手段や手法について不断の見直しを行い、さらなる情報の共有に努めてまいります。

(意見 21)

私は、代々茅ヶ崎市に住んでいますが、茅ヶ崎市の自然環境や人・文化を大切にし、毎日が静かで穏やかで豊かに暮らせるようなまちにしたいと願っている。

財政が豊かでもないのに、大きな施設をたくさん作り、その維持管理のために将来の人たちにつけを回し、文化にもならないイベントを次々とする必要はないと思います。財政規模に見合った事業計画が必要である。

(市の考え方)

本市における公共施設や社会インフラ等は、多くが昭和 50 年代に整備されたもので、市民の安全・安心を確保するためには、計画的に更新をしていく必要があります。そのため、市民の皆さまと議論したうえで策定した「公共施設整備・再編計画」に基づいて、必要な整備を適切な時期に行っております。加えて、平成 28 (2016) 年 3 月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、建築物系公共施設と道路や下水道などのインフラ系公共施設の今後 40 年間の将来更新費用を試算し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めております。これらの計画に基づき、公共施設の整備や管理において、将来世代に過度な負担を残すことがないように、維持管理経費等を含め、トータルで検討してまいります。

また、第 4 次実施計画の策定にあたっては、現行の総合計画の最後の実施計画となることから、政策及び施策目標の達成に向け、既存事業を着実に推進することを基本とするとともに、全ての事業について、その必要性や妥当性を改めて確認したうえで事業手法の見直しを行い、民間に委ねた方が効果的かつ効率的である様な事業については積極的に民間に委ねるなど、経費の見直しに努めました。

加えて、厳しい財政状況の中、限られた資源を有効活用するため、超高齢化や今後迎える人口減少に対応するための取組である「子育て支援策」「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「豊かな長寿社会の実現」に係る取組のうち、特に緊急度の高い事業を優先的するなど、選択と集中の観点からの事業採択を行いました。

今後とも、職員一人一人が経営的な視点を持ち、実施手法の創意工夫による歳出の削

減及び歳入の確保に努め、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、取組を進めてまいります。

(意見 22)

第3次実施計画の策定にあたって、「豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくり関連事業」、「地方総合戦略関連事業（地方創生関連事業）」、「公共施設等総合管理計画関連事業」「保険所政令市関連事業」を最優先的に採択されていますが、豊かな長寿社会関連事業や地方総合戦略の中に挙げられた個別事業がこれらの事業計画とどのように関連付けられるのかを市民には理解できないのではないかと思います。市民には身近な公共施設関連事業ぐらいしか理解できないと思います。

松風台が「豊かな長寿社会のモデル地区」に指定されているようですが、モデル地区指定に当たって住民への説明や意見聴取が行われたという話は聞いたことがありません。各地区の「まちぢから協議会」の設置においても住民に対する説明や意見聴取などが不足していたように思われます。住民との協働で事業を行うのであれば、地域の代表者だけでなく住民との意見交換と情報共有が必要と思います。これから高齢者社会の進む中、住民との対話を通して情報を共有し地域の実情を十分に把握したうえで計画や施策を進めることが大切であると思います。

(市の考え方)

第3次実施計画において優先的に取り組むとした事業のうち、「豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくり関連事業」、「地方版総合戦略関連事業（地方創生関連事業）」につきましては、それぞれ個別の計画を策定しており、その計画において各事業の位置付けを行ったうえで取組を進めております。各計画の策定及び取組の推進にあたっては、自治基本条例の趣旨を踏まえ、それぞれの案件に適した方法において、市民参加の推進に努めてまいりました。

なお、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」については、パブリックコメントや市民・市民団体・事業者の皆様を対象とした意見交換会のほか、モデル地区である湘北地区及び松林地区の自治会連合会の役員の皆様と意見交換会を実施し、策定いたしました。

また、自治基本条例では、市政運営の基本原則として、「市政説明の原則」、「情報共有の原則」及び「市政参加の原則」を定めております。このうちより多くの市民に市政に関心を持っていただき、市政に関する情報を市と共有することは、市民が市政に参加する礎となるものであり、大変重要なことであると考えております。

このことを踏まえ、これまでも市では、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めてまいりました。今後も提供する情報が分かりやすいものとなるよう表現を工夫するとともに、市民が容易に市政に関する情報の提供を受けられるよう手段や手法について不断の見直しを行い、さらなる情報の共有に努めてまいります。

(意見 23)

少子高齢化社会の進展の中で、税収の伸び悩みと社会保険関連費の増加という財政面の厳しい状況をどう乗り越えるかが最大の課題であります。「豊かな長寿社会に向けたまちづくりの基本方針」や「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生戦略」をどのように具体的な施策として市民に提示できるか最重要課題であると思います。早急に具体的な検討が必要と思います。

(市の考え方)

「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」につきましては、「元気で、自分らしく、生涯暮らせるまち 湘南 茅ヶ崎」を将来像に掲げ、少子高齢社会に対応した事業を推進しております。これまでの具体的な取組といたしましては、セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）として、生涯現役応援窓口を市役所本庁舎 1 階に設置し、会社を定年退職された方や子育てが終わられた方を対象に、就労やボランティア、趣味など 250 件以上のマッチングを行い、地域でご活躍いただいております。今後も社会参加により個々人の健康を維持するとともに地域の活性化を図るための取組を進めてまいります。また、健康増進と虚弱化予防事業では、健康寿命の延伸や社会保障費の抑制を目的に東京大学で開発されたフレイルチェックを平成 27 年度より導入し、高齢者を対象に自身の健康状態の気づきの場を提供し、延べ 800 名を超える方々に受講していただいております。

「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、人口減少・少子高齢化委対策及び地方創生に資する施策を絞り込んだ戦略的な計画となっております。特に、総合戦略の計画期間である平成 31 年度までに具体的な成果を得られるように複数の事業を組み合わせ、「多世代をつなぐ住まい・交流プロジェクト」「道の駅から発信する“オリジナルブランド”推進プロジェクト」「多様な働き手、働き方創出プロジェクト」の 3 つをリーディングプロジェクトとして掲げ事業を推進しております。

(意見 24)

少子高齢化の問題は国的な問題でもありますが、茅ヶ崎市については、別の問題もあると思います。大型のマンションがどんどん増えて急激に人口が増え、教育施設や病院などの問題がでていのに、さらにマンションなどが増えて、無計画なまちづくりと感じています。住宅地が増えても、若者の仕事先が市内にない。若者が茅ヶ崎市を出ていくばかりです。大型の公共建設をどんどん続けて、公共の建物はメンテナンスの費用も莫大です。たくさんの借金のつけは、少子化という対象の若者たちに、おしつけられるのです。

夢も希望もない茅ヶ崎市に、若者が住み続けるのでしょうか。

このままでは、若者たちは、茅ヶ崎市から、どんどん出ていきます。

高齢者だけでは、まちの存続は危ぶまれます。

子供たちを安心して産み育てることのできる街づくりを本気でしない限り、少子化は止められません。

2 ページに記載されている文章は、他人事のようにです。

(市の考え方)

本市では、都市づくりの基本方針を示すものとして、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる「ちがさき都市マスタープラン」を策定し、計画的なまちづくりを行う取組を

進めています。

都市マスタープランとは今後の本市のあるべき姿や将来都市像など、都市づくりの基本的な方針を、市民の意見を反映し作成するものです。加えて、すべての基本となる総合計画の将来都市像を、まちづくりの視点で実現しようとするものです。

なお、現行の「ちがさき都市マスタープラン」は平成20年に改定（平成26年に一部見直し）を行っていますが、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化に伴い、平成30年度に全面的な見直しを図るための検討を実施しています。

また、本市における公共施設や社会インフラ等は、多くが昭和50年代に整備されたもので、市民の安全・安心を確保するためには、計画的に更新をしていく必要があります。そのため、市民の皆さまと議論したうえで策定した「公共施設整備・再編計画」に基づいて、必要な整備を適切な時期に行っております。加えて、平成28（2016）年3月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、建築物系公共施設と道路や下水道などのインフラ系公共施設の今後40年間の将来更新費用を試算し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めております。これらの計画に基づき、公共施設の整備や管理において、将来世代に過度な負担を残すことがないように、維持管理経費等を含め、トータルで検討してまいります。

なお、第4次実施計画の策定にあたっては、超高齢化や今後迎える人口減少に対応するための取組である「子育て支援策」「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「豊かな長寿社会の実現」に係る取組のうち、特に緊急度の高い事業を優先的するなど、選択と集中の観点からの事業採択を行いました。

（意見 25）

第1章で解説やスペルなしでいきなり「PDCAのマネジメントサイクル」とは分りにくいのでは。日本語では書けないのですか。PDCAとは計画・実行・評価・改善の略ですか（Plan・Do・Check・Actですか）。

（市の考え方）

「PDCA」とは、Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）の頭文字をとったもので、「PDCAのマネジメントサイクル」とは、政策・施策の推進にあたって計画策定から改善までの工程を継続的に繰り返し、評価の結果を次の計画に活かす仕組みのことです。

ご指摘のとおり、説明が不足しておりますので、修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
2ページ	1ページ
1 これまでの取組みの総括について 茅ヶ崎市総合計画基本構想では、計画をより実効性のあるものとするため、目標体系と市の組織（部局・課）を連動させることにより政策・施策の実行責任を明確化するとともに、茅ヶ崎市が目指す将来の都市	1 これまでの取組みの総括について 茅ヶ崎市総合計画基本構想では、計画をより実効性のあるものとするため、目標体系と市の組織（部局・課）を連動させることにより政策・施策の実行責任を明確化するとともに、茅ヶ崎市が目指す将来の都市

<p>像の実現に向けて、行政評価（基本理念評価 - 政策・施策評価 - 事務事業評価）と予算・人員編成などを連動させたPDCA〔Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）〕のマネジメントサイクルにより計画の進行管理を行うこととしています（計画の進行管理については、17ページにイメージ図を掲載しています。）。</p>	<p>像の実現に向けて、行政評価（基本理念評価 - 政策・施策評価 - 事務事業評価）と予算・人員編成などを連動させたPDCAのマネジメントサイクルにより計画の進行管理を行うこととしています（計画の進行管理については、17ページにイメージ図を掲載しています。）。</p>
---	---

■茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画の基本方針に関する意見（17件）

（意見26）

（1）総合計画と経営改善方針の一体的実施

この考え方には賛成です。問題は事業評価のやり方であり、PDCA評価手法を形式的に当てはめるのではなく、しっかりとPDCAの基本に基づき事業改善のための評価を行うことが必要であります。

（市の考え方）

本市の総合計画は、計画をより実行性のあるものにするため、基本構想に定めた目標と市の組織（部門・課）を連動させ、施策の実行責任を明確化するとともに、行政評価と予算・人員編成などを連動させたPDCA〔Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）〕マネジメントサイクルにより計画の進行管理を行うこととしております。

行政評価については、毎年度、事業の進捗を確認する「事務事業評価」を実施するとともに、第4次実施計画の策定に先立ち、総合計画基本構想の前半5年間（平成23（2011）～27（2015）年度）の取組を、政策推進コストや、予め設定した指標の達成状況から評価する「政策・施策評価」を28（2016）年度に実施し、その評価結果を踏まえたうえで、計画期間内に具体的な取組が必要となる事業を位置付けております。

また、第4次実施計画より、事業の性質を「政策的事業」「義務的事业」「一般管理事務」に変更し、「政策的事業」は目標指標を設定したうえで、その達成度により事業の進捗を評価する一方で、「義務的事业」及び「一般管理事務」については、指標を設定せず、事務処理プロセスに焦点をあてた業務改善を実施することとし、それぞれの事業の特性に応じた評価を実施することで、業務改善に繋げてまいります。

(意見 27)

4. 総合計画実施計画と経営改善方針の一体的実施

基本構想は、「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」を市政の基軸としているが、この言葉の定義さえないのが現状です。抽象的なわからないスローガンではなく、行政としては「新しい公共」というものはどこまでなのか、何をどこまで行政は市民に責任を取るのか、「行政経営」というならどんな経営システムを確立する必要があるのかを明確にすべきである。

現状のように、各担当課が各会社のように自分たちの計画さえ実施できれば良いと考えている状況は行政経営とは言い難いと思う。茅ヶ崎市全体を考えて何を切って何を統廃合するのか、職員全てが考える必要がある。

一体的に行政改革を進めると言いながら、経営改善方針では単なる小手先の改善で、民営化が出来る部分だけを各担当課が出してきているだけで、戦略的にどのように事務事業を整理し、統廃合したのか、どこは市民と協働して担ってもらえるのか、市民との十分な検討の場を持って、行政の事業内容を精査すべきと考える。

私は行政改革推進委員にもかかわらず、このような意見を出しても具体的な状況にはならず、以前のままである。C3、茅ヶ崎市は変わることができるのなら、その部分を総合計画の中で市民に見えるように記載すべきと考える。

(市の考え方)

「新しい公共」とは、従来は行政のみで実施していた領域を広く民間に開放することや、行政だけでは実施が難しい領域を協働で担うこと、新たな市民ニーズを踏まえて、民間が先駆的に取り組む領域等について、民間団体や民間事業者等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。その関わり方等につきましては、一律に定められるものではなく、それぞれの取組において各団体や事業者との協議によるものだと考えております。一方、「行政経営」のシステムとして本市では、基本構想に定めた目標と市の組織（部門・課）を連動させ、施策の実行責任を明確化するとともに、行政評価と予算・人員編成を連動したPDCA〔Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）〕マネジメントサイクルの仕組みを構築し、市民ニーズに対応した効果的・効率的な政策を展開することとしております。

なお、第4次実施計画の策定にあたっては、総合計画基本構想の前半5年間（平成23（2011）～27（2015）年度）の取組を、政策推進コストや、予め設定した指標の達成状況から評価する「政策・施策評価」を28年度に実施し、その評価結果を踏まえたうえで、事業の優先度を見極め、「選択と集中」の観点から限られた経営資源を配分するとともに、職員一人一人が経営的な視点を持ち、実施手法の創意工夫による歳出の削減及び歳入の確保に努め、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、取組を進めております。加えて、実施計画の事業立案にあたっては、各課、各部局での議論はもとより、基本構想に定めた基本理念ごとに部局横断的な議論も行っております。

また、第2次実施計画の策定時より、全ての実施計画事業を行政改革の対象とし、責任ある地域の経営主体としての経営改善を図ることを目的とした「経営改善方針」を実施計画と一体的に策定しております。第4次実施計画の策定においても、「経営改善方針2017年度版」を一体的に策定し、「事業実施主体の最適化」をはじめ、8つの重点事項を位置付けるとともに、その成果を「行革効果額」として算出し、取組を進めることとしております。

今後におきましても、総合計画基本構想の基軸である「新しい公共の形成」「行政経

営の展開」を認識したうえで、総合計画の推進に努めてまいります。

(意見 28)

5 第4次実施計画策定の基本姿勢

(3) 第4次実施得企画期間に具体的な取り組みが必要になる事業を優先

子育て支援策は、待ったなしでやる必要がある事業と思う。その後の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、他の分野で決定している施策をここに於いているだけで補助金をもらうためのものだけと解釈できる。

「豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくり」の関連する主な事業では、各担当課がその専門分野で施策をすることには異存がない。しかし、担当課が現状を認識して計画する事業とは別に、よくわかっていない企画経営課が主な物でも4つもの事業を掲げているが、これが本当に必要な事業でしょうか？他の担当課で十分実施できる事業をどうして企画経営課がやらなければならないのか、事業の見直しと言いながら、おかしいと思う。企画経営課の「長寿社会推進担当」がやるのだと思うが、長寿社会は既に既成の事実なのにそれを推進する担当は必要ないと思う。

特にこの施策はモデル地区を作ることに大きな力が注がれたようですが、十分な市民の声を聞かず、社会教育や地域の実情も分からない職員が、地域の人たちを分断し、地域の力を壊す働きをしたこと、その後、用地買収がなくなり、白紙に戻ったにもかかわらず、自分たちの落ち度を認めず、その計画だけは推進しようとする姿勢は、市民側に立っていない状況だと言わざるをえない。高齢者が静かに豊かに暮らせることは必要ですが、それも市民が満足するやり方が必要である。この企画経営課の事業は担当課が実施すれば良いので、企画経営課としては廃止すべきである。

(市の考え方)

豊かな長寿社会に向けたまちづくりは、子どもから高齢者までのすべての世代が元気で、自分らしく、生涯暮らせることであると考えております。急速な高齢化や少子化の進行に伴い、持続可能な仕組みをつくっていくことが、今後のまちづくりとして必要であると認識しております。そのためには、それぞれの専門分野で施策を実施するとともに、分野にとらわれず総合的、横断的な視点に立った有機的な連携とその事業推進が重要であると考えております。「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に掲げる各事業については、庁内横断的なプロジェクトチームを組織し、取組を進めております。その中でも、庁内外の調整が特に必要な新たな取組などは、当初は企画経営課がリーダーとなり事業を進めておりますが、事業の進捗を見ながら、その事業所管を関係課に移し、関係事業とのより一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、担当の名称につきましては、いただいたご意見を参考とさせていただき、今後の組織改正等に合わせて検討してまいりたいと考えております。

(意見 29)

5 第4次実施計画策定の基本姿勢

(1) 既存事業の着実な推進

この中で、効果が期待できる新規事業を採択したとされているが、どの事業なのかの記載もなく、何がどのように期待できるのかの説明もないのはどうしてですか？

また、効果が低い、見通しが立っていない事業は延期・凍結と書かれていますが、何がなくなったのか、分からない。これで計画が良いかを問うのはどうかと思う。

(市の考え方)

新たな事業は、課題認識やその対応策としての有効性等の視点に基づき、ニーズと実現可能性を考慮して実施するか否かを検討する一方で、事業の廃止・終了につきましては、必要性の低下や市民生活への影響の有無を考慮して検討しております。

第4次実施計画では、22ページに理念ごとの「継続」「継続拡充」「新規」の事業数を掲載しておりますが、新規事業について個別の説明をすることは、情報量の問題から難しいと考えております。

なお、第4次実施計画策定時に終了又は廃止並びに休止した事業については、「第3次実施計画の取組み状況について」の後半に追記しました。

(意見 30)

3年間で210億ほどの財源不足と12月の説明会で聞いた。それをどう解消していくのか、これでは見えない。

(意見 31)

(1) 財政見直し

掲載された第4次3年間の財政見直しは、歳入と歳出が初年度(平成30年度)はバランスしていますが、31年度、32年度はそれぞれ歳入が20億円ほどの不足し赤字となっています。この財源をどうするのか？これまでも建設投資等に要する資金を臨時財政対策費から補填してきていますが、これは地方債であり、次世代につけを回すことになります。建設投資に当たってはイニシャルコスト・ランニングコストなど採算性を十分に精査して財政悪化の要因とならないように取り組むことを強く要望します。

(市の考え方)

第4次実施計画における財源不足は、7月～8月の地区別・分野別懇談会時においては、3年間で約207億円程度の財源不足となっております。その後、歳出については、各事業の進捗状況を踏まえ、改めて事業内容及び事業費を精査するとともに、施設整備など投資的事業の実施時期の見直し、行政改革の取組による事業費の削減等に取り組む一方で、歳入については、地方交付税の見直しや地方債制度の活用等に取り組んだ結果、本パブリックコメント実施時においては、3年間で約42億円まで圧縮しております。

また、事業費の最終調整として、パブリックコメント手続きと並行して進められた平成30(2018)年度当初予算編成の状況を反映し、年度間の事業費を調整するとともに、地方財政計画等により今後の国の動向を的確に捉えつつ、各種補助金等を最大限に活用し収支均衡を図りました。

なお、臨時財政対策債は、地方交付税の原資となる国税収入が不足しているため、その不足分をまかなうため地方公共団体が特別に借り入れる借金であり、後年度の普通交付税の算定において、国が定めたルールに基づき、基準財政需要額に元利償還金の全額が参入されることとされております。事業債についても、市民文化会館再整備事業や茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業等により、平成 30（2018）年度の発行額がピークとなっておりますが、その後の市債発行額は減少する見込みとなっております。市債については、財政負担の平準化、世代間の負担の公平性の確保といった機能も有していることから、その発行にあたっては、早急に取り組まなければならない事業の計画的な実施と、財政負担の平準化及び財政の健全化を両立するとともに、次世代の財政負担が過大とならぬよう、慎重かつ計画的に運用してまいります。

（意見 32）

総合計画第 4 次実施計画の財政見通しでは、平成 30 年～32 年 3 年間の一般会計歳出合計 2,198 億円は総合計画に比し 380 億円、21%増加しています。

このような大幅な乖離を来したのは、総合計画の実施計画を策定するときに PDCA が行われなかったと推測できます。財政運営をしっかりと行うため、縦割りから企画経営課と財政課の横断的な連携を求めます。

（市の考え方）

ご指摘のとおり、第 4 次実施計画期間中の財政見通しは、現行の茅ヶ崎市総合計画基本構想策定時に作成しました、財政の将来見通しとは乖離している状況にあります。これは、近年の急激な保育需要の高まりに対応するため、平成 28（2016）年度から新たな待機児童解消対策に対する取組として、小規模保育事業の整備、保育士の処遇改善を目的とした家賃補助を実施するなど、子ども・子育て関係経費が大きな伸びをみせているほか、障害者自立支援法等の改正により、平成 24（2012）年度から障害福祉サービス費で同様に大幅な伸びがみられることなど、総合計画基本構想策定時には想定していなかった要因により、扶助費が大きく増加したことが大きな要因と捉えております。

なお、茅ヶ崎市総合計画基本構想では、計画をより実行性のあるものとするため、目標体系と市の組織を連動し、政策・施策の実行責任を明確化するとともに、茅ヶ崎市が目指す将来の都市像の実現に向け、行政評価と予算・人員編成を連動した PDCA〔Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）〕マネジメントサイクルにより、計画の進行管理を行うこととしております。

また、第 4 次実施計画の策定にあたっては、総合計画基本構想の前半 5 年間（平成 23（2011）～27（2015）年度）の取組を、政策推進コストや、予め設定した指標の達成状況から評価する「政策・施策評価」を 28（2016）年度に実施し、その評価結果を踏まえたうえで、事業の優先度を見極め、「選択と集中」の観点から限られた経営資源を配分するとともに、企画部と財務部の連携のみならず、職員一人一人が経営的な視点を持ち、実施手法の創意工夫による歳出の削減及び歳入の確保に努め、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、取組を進めております。

(意見 33)

380 億円のうち 70 億円が人件費の増加です。

本来市職員の業務であった公共施設の維持管理費を民間に移行すれば、業務量の削減に繋がるはずですが、人件費の増加の原因を定数管理と業務とのミスマッチにしていますが、人件費の増加の原因を精査すべきです。

市は中核市への移行を計画していますが、人件費の増加に見合う国や県の補助が得られる確証がない限り移行には反対します。

(市の考え方)

平成 23 (2011) 年 3 月に発行いたしました茅ヶ崎市総合計画基本構想における財政の将来見通しでは、30 (2018) 年度から 32 (2020) 年度までの人件費合計を約 381 億円と見込んでいましたが、第 4 次実施計画 (素案) における人件費の 3 年間合計は約 451 億円となり、第 4 次実施計画 (素案) の推計が 70 億円の増加となっています。この要因といたしましては、基本構想策定時の人件費の推計が、第 3 次定員適正化計画による今後の職員数の目標値を勘案したものでしたが、その後の計画執行において、様々な市民ニーズに的確に対応するため、職員定数を増加させたことによるものです。具体的に職員定数を増加させることとなった要因といたしましては、本市の地域保健行政についてこれまで以上に柔軟かつ機動的に対応することができるよう保健所政令市に移行したこと、保育園の待機児童対策として公立保育園の入所児童の増加へ対応したこと、高齢化の急速な進展に伴う救急要請件数の増加に対応するため消防署の救急隊を増隊したことなどが挙げられます。

人件費の適正化に関しては、正規職員の業務補助や繁忙期などの対応として、非常勤職員や臨時職員の活用をしているほか、働きかたの見直しを進める中でも、正規職員が担う業務の切り分けを行い、非常勤職員や臨時職員の更なる活用を図っております。

また、行政が直営で実施するよりも効率的または効果的な事業実施が見込めるものについては、民間活力を活用するなど、今後も人件費の適正化に努めてまいります。

なお、中核市への移行につきましては、今後、市民の皆様よりご意見をいただきながら、(仮称) 中核市移行基本計画の策定を行い、準備を進めてまいります。その計画の中で、移行時期や新たに必要となる職員数、また財政影響などについてお示ししたいと考えております。当該計画の策定と並行し、特に財政影響に関する課題につきましては、国や県に対し財政支援等について要望や協議を行い、その解消に努めてまいります。

(意見 34)

380 億円の増加のうち 157 億円が扶助費の増加です。

市は総合計画を策定時には将来の人口数とその構が公表されているので、扶助費の伸びは想定できるはずですが、健全な財政運営を行うためには、このような大きな乖離は禁物です。職員の能力向上と仕事のやり方を改善を図る必要があります。

(市の考え方)

平成 24 (2012) 年から始まったアベノミクスの取組の下、人口減少、少子高齢化など社会的な問題に対応するため、国は、働き方改革や、子どもや子育て対策などの新たな取組を進めており、本市においても、社会情勢の急激な変化に対応し、時代に即した新たな対応を行わなければならない状況にあります。ご指摘にあります、扶助費の大きな乖離につきましては、急激な保育需要の高まりに対応するため、平成 28 (2016) 年度か

ら新たな待機児童解消対策に対する取り組みとして、小規模保育事業の整備、保育士の処遇改善を目的とした家賃補助を実施するなど、子ども・子育て関係経費が大きな伸びをみせているほか、障害者自立支援法等の改正により、平成 24（2012）年度から障害福祉サービス費で同様に大幅な伸びがみられることなど、総合計画基本構想策定時には想定していなかった要因により、扶助費が大きく増加したものと捉えております。

本市では、健全な財政運営を確保するため、自治基本条例第 19 条に基づき、財政の見通しを策定し、総合計画や実施計画との整合を図りながら、財政運営を行っているところです。扶助費に限らず、財政の見通しに大きな乖離が生じることは、健全な財政運営を行う上で、それを阻害する大きな要因になり得ることは認識しており、そのため、基本構想については、平成 26（2014）年度に中間見直しを行い、基本構想策定後に新たに発生した課題に対し、軌道修正を行っております。

今後につきましても、扶助費などの社会保障関連経費の大幅な増加が見込まれる状況を踏まえ、財源を確保し、安定的な財政運営をめざして、「茅ヶ崎市経営改善方針」や、「時代に即した行政経営の基本方針 2017（C3 成長加速化方針）（以下、「C3 成長加速化方針」という。）」に基づく行政改革などの取組を推進し、無駄のない運営を行ってまいります。

なお、職員の能力向上については、茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針に基づき、様々な研修等の機会を通じて、知識やスキルの向上を図っております。

（意見 35）

物件費の増加は公共施設のほかに、コンサルタントなどの外部への業務委託の増加が要因になっていると思います。茅ヶ崎市が変わるためには（3C）、極めて専門的な業務は別として、市民の福祉向上と最小の費用で最大の効果を挙げるため、職員の専門性を高め、その知識やノウハウを庁内に蓄積してゆく努力を期待します。

（市の考え方）

行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについて、積極的に民間に委ねるといった事業実施主体の最適化を図ることは、厳しい財政状況下にあっても、本市が安定した市民サービスを提供する基礎自治体として持続していくために重要であるものと認識しております。

これらの考えに基づいて民間委託等の検討を行う際には、ご意見のとおり、委託等を行うことの費用対効果の側面や、委託等に伴う庁内職員のノウハウの減少リスクへの対応、職員の専門性維持とのバランスなど、さまざまな観点からの検討が必要であると考えます。

今後さらに経営資源が制約されていくことが想定される中においては、民間に委ねられるものは民間に委ね、行政として担うべき業務を検証していくことが大切であると考えます。これらの検証の際には、前述のような観点をしっかりと踏まえながら取り組みを進めてまいります。

(意見 36)

行政経営の新機軸である「新しい公共の形成」は、今後も公共施設の建設に民間資本の積極的な活用を目指していると考えられるので、市債残高に債務負担行為を加えた財政運営の管理が必要です。

市債残高はピークの15年度1,062億円が28年度には969億円減少したことは望ましいことですが、一方ではPFI(柳島スポーツ公園)やPPP(ハマミーナ)による債務負担行為(民間企業からの実質的な借金)はこの間に着実に増加しています。

市民にも実質的な借金の実態を知ってもらうため、市債残高だけではなく、PFIやPPPによる債務負担行為の残高の推移を併せて示すことが必要です。

(市の考え方)

ご意見をいただきました債務負担行為については、市債の償還費である公債費と同質の将来の負担額であると考えており、また、指定管理料や賃借料等などの債務負担行為のみならず、パソコンリース等の長期継続契約など、将来の財政負担をとらなう経費が、他にあることも認識しているところです。このため、将来の財政負担すべき経費についても、財政運営上目を向けるべき経費ととらえ、今回の総合計画第4次実施計画(素案)における財政収支の見通しに算入し、計画を策定しております。

しかしながら、健全な財政運営の方向性を判断するためには、ご指摘のありました実質的な借金の実態などの、財政運営を判断するに相応しい判断材料の開示が、今後はより必要になるものと考えます。なお、実質的な負債である債務負担行為につきましては、予算書等に記載がありますが、財政運営を評価するための判断材料の開示方法については、市民目線での提供を行うことが、市民のみなさんに行政運営における説明責任を果たすために必要なことであると考えますので、今後は、ご指摘のような経費について、どのような形で開示することがよいか検討いたします。

(意見 37)

茅ヶ崎市の財政はだいじょうぶなのか、市民に分かるように説明をしてほしい。心配している市民も多い。

(市の考え方)

本市の財政状況についてですが、本市の総人口は、引き続き微増傾向にあるものの、生産年齢人口は、平成32(2020)年度まで、ほぼ横ばいであり、依然として高齢化が進むと予想されている中で、市税収入の伸びを見込むことは難しく、また、今後においても、引き続き待機児童解消対策の対応が必要になるほか、少子高齢化による扶助費等の社会保障関係経費の増や既存施設の老朽化対策に係る経費など、様々な行政需要に対応していくための経費が見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

このような状況下における対応といたしましては、複雑化・多様化する行政需要に対し、ヒト・モノ・カネといった経営資源が制約されていく中で、市民ニーズに応え、まちの魅力や活力を高めるためには、行政としての責任を果たすことを前提としながらも、これまでの行政運営で積み上げてきた固定観念から脱却した、新たな発想に基づく行政改革を実行する必要があると考えております。

これらの課題を解決するため、平成29(2017)年2月に策定したC3成長加速化方針

における内容に、引き続き取り組むとともに、現在策定中の「茅ヶ崎市経営改善方針(2017年度版)」において、「事業実施主体の最適化」や「総人件費の適正化」などを始めとする8つの重点事項を位置付け、その取組を推進する行革重点推進事業の中で、3年間の行革効果額を達成することを目標としておりますので、これらの取組を着実に実施し、今まで以上に、財源の捻出及び経費削減を行うことで、厳しい財政状況の中にあっても、本市の持続的発展が可能となるよう努めてまいります。

なお、財政の健全性を示す財政指標である、平成28(2016)年度の財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率については、0.4%となっており、国が財政健全性に問題があると判断する基準である、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

また、将来負担比率については、44.5%となっており、早期健全化基準の350%を大きく下回っており、いずれの指標につきましても健全段階となっております。

今後についても、実質公債費比率及び将来負担比率の両指標について、早期健全化基準を大きく下回る見込みを立てておりますが、この状況を楽観視するのではなく、次世代の財政負担が過大とならないよう、限られた財源の中で、質の高い市民サービスを継続的に提供するため、常に財政指標等を注視し、事業実施に際しては、財源確保を常に念頭に置き、健全で安定的な財政運営が可能となるよう努めてまいります。

(意見38)

(2) 事業手法や事業に関わる経費の見直し

ここでは「民間に委ねる」「事業主体の最適化」を図りました、とありますが、具体的な成果や問題点の記述がありません。こうしたことをもっと書き込むべきです。

(市の考え方)

行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについて、積極的に民間に委ねるといった事業実施主体の最適化を図ることは、厳しい財政状況下にあっても、本市が安定した市民サービスを提供する基礎自治体として持続していくために重要であるものと認識しております。

第4次実施計画では、計画書後段の政策施策別一覧の中の主な第4次実施計画事業において、事業ごとに委託等の事業手法を明示しております。

本市では、第2次実施計画の策定時より、全ての実施計画事業を行政改革の対象とし、責任ある地域の経営主体としての経営改善を図ることを目的とした「経営改善方針」を実施計画と一体的に策定しており、上述の課題認識のもと、第4次実施計画の策定においても、「経営改善方針(2017年度版)」を一体的に策定し、「事業実施主体の最適化」をはじめ、8つの重点事項を位置付けるとともに、その成果を「行革効果額」として算出し、取組を進めることとしております。

(意見 39)

(2) 事業手法や事業に関わる経費の見直し

事業主体の最適化をを図ると言われているが、市民が担えるシステムを破棄し、創設できない状況が市民の目から見ると多数見受けられる。また、同じようなイベントや事業を各担当課が重複してやっていることも解消されていない。誰がこれは責任を持ってやっているのか、理解できない。

各種制度の見直しについても、各担当課が要綱で決めている補助金や交付金に関する全ての見直しをすることも実施すべきと思う。

外郭団体への支援の見直しも根本的に解決するつもりがないように見受けられる。外郭団体への天下り等をなくしないと、いつまで経っても実施できないと思う。

(市の考え方)

平成 29 (2017) 年 2 月に策定いたしました「時代に即した行政経営の基本方針 2017 (C3 成長加速化方針)」では、補助金や扶助費などの各種制度の見直し、外郭団体への支援策の見直しをはじめとした 4 つの大きな見直しを柱として、全庁的に取組みを加速化させているところです。

各種制度の見直しに関しましては、総合計画第 4 次実施計画の事業要求に先立ち、年度当初より見直しに向けた課題等についてのヒアリングを全庁的に実施するほか、30 年度予算編成における財政課ヒアリングとあわせてヒアリングを行う等、当該制度の必要性等についての協議、精査を十分に行い、30 (2018) 年度当初予算へ反映している事業については、必要に応じて要綱改正等の対応を実施しているところでございます。一方で、関係団体等との調整が整わず、予算への反映には至っていないものも多くございますので、30 (2018) 年度以降も継続して関係団体等と議論を重ねてまいりたいと考えております。

また、外郭団体への支援策等の見直しに関しましては、各団体の安定的かつ自立的な運営に向け、それぞれの団体との議論を重ね、団体ごとの課題を整理してまいりました。外郭団体の 1 つである、公益財団法人文化スポーツ振興財団については、改革に向けて一定の考え方のもと、指定管理料や職員の市の関わり方など、具体的な取組みを進めていくこととしており、今後も各団体の設置目的や役割等を考慮した中で、引き続き自立した経営体質の確立に向けて取組みを進めてまいります。

市税の大幅な増収が見込めず、また、扶助費等の義務的経費の増加が見込まれている状況にあっても、本市が安定した市民サービスを提供する基礎自治体として持続していくためには、行政が担うべき役割を明確にした上で、事業の廃止や縮小、事務改善等により産み出された原資である行革効果額を、新たな市民ニーズに対応するための施策にシフトすることで、さらなる市民サービスの向上を図ることが重要であるという全職員の共通認識のもと、スピード感を持って取組みを進めてまいります。

(意見 40)

7 財政見通しのなかで「事業費や歳入の再精査を行い、計画決定までに収支不足を解消します」としていました。採択素案の段階で膨大な不足があると聞きました。

なぜ不足したか、説明を入れてください。

市民と市長との対話集会での市長の財源不足の説明は半端な数字ではありません。事業と財源とのバランスをとれるものです。

収支のバランスがとれないものは、パブコメにかけないでください。

(市の考え方)

第4次実施計画における財源不足は、7月に取りまとめた採択素案の段階では、3年間で約207億円程度の財源不足となっております。これは、第4次実施計画期間中における歳入について、その根幹をなす市税収入の伸びを見込むことが難しい一方で、歳出については、生活保護費をはじめとする扶助費等の社会保障関係経費の増加や、待機児童解消対策に引き続き取り組まなければならないことに加え、2～3年先の事業要求については、不確定要素を含んだ事業費となっていたことから大きな財源不足を生じる結果となりました。

その後、歳出については、各事業の進捗状況を踏まえ、改めて事業内容及び事業費を精査するとともに、施設整備など投資的事業の実施時期の見直し、行政改革の取組による事業費の削減等に取り組む一方で、歳入については、地方交付税の見直しや地方債制度の活用等に取り組んだ結果、本パブリックコメント実施時においては、3年間で約42億円まで圧縮しております。

また、事業費の最終調整として、パブリックコメント手続きと並行して進められた平成30(2018)年度当初予算編成の状況を反映し、年度間の事業費を調整するとともに、地方財政計画等により今後の国の動向を的確に捉えつつ、各種補助金等を最大限に活用し収支均衡を図りました。

なお、実施計画は3年間の計画となっており、計画初年度の事業費は実施計画策定の翌年度の予算と一致させる必要があります。パブリックコメントの実施時においては、翌年度予算が確定しておらず、それに伴い後年度の事業費にも不確定要素が含まれることから、全ての年度を収支均衡の状態で行うことは難しいものと考えております。

(意見41)

8 財政見直し

計画を立てるときは、少なめに立て、その後、時代の変遷でどうしても実施しなくてはならなくなったものも出てくることを考えて、財政計画を立てるものではないのか？

この計画では、30年度はどうか、つじつまは合わせたけれど、31年度、32年度は20億円ずつ不足をすると読み取れる。計画決定までには収支不足を解消すると書かれているが、そのために必要がない国からの補助金や交付金を充てにすることになる。こんな計画を作るべきではないと思う。実施できないことが最初から明確ではないのか。

きちんとした施策が出来ず、大まかな施策として書かれているために、茅ヶ崎市独自の計画的で効果的・効率的な仕事の仕方ができなくて、3月になって「予算が余ったのでこれをします」という言葉が職員から出るようになる。抜本的な事務事業の見直しが言葉では記載されているが出来ていないのが現状であると思われる。この計画の作り方をもう一度考え直すべきである。

(市の考え方)

第4次実施計画期間中における財政見直しとして、歳入について、その根幹をなす市税収入の伸びを見込むことが難しい一方で、生活保護費をはじめとする扶助費等の社会保障関係経費の増加や、待機児童解消対策に引き続き取り組まなければならないこと

加え、2～3年先の事業要求については、不確定要素を含んだ事業費となっていたことから大きな財源不足を生じる結果となりました。

事業費の最終調整としては、パブリックコメント手続きと並行して進められた平成30(2018)年度当初予算編成の状況を反映し、年度間の事業費を調整するとともに、地方財政計画等により今後の国の動向を的確に捉えつつ、補助制度を活用できる事業については、事業実施に必要な補助等を見込み、収支均衡を図りました。

なお、予算の執行につきましては、その支出の必要性、妥当性等を見極めたうえで、適正な執行に努めております。

(意見 42)

法律を無視した附属機関及び形骸化した市民参加によって、「身の丈」を上回る大規模施設の建設は市民生活のための財源を大きく圧迫しています。しかもその建設のための競争入札方法は透明性・公正性に市民から疑問が出されているのです。こうした事業選択のあり方及び競争入札のあり方を抜本的に改革することこそ経営改善の内容とするべきだと考えます。

(市の考え方)

本市では、社会で起こる様々な行政課題に的確に対応するため、有識者や市民等の意見を市政に反映させる仕組みとして、地方自治法の規定に基づいて附属機関を設置しております。その設置や運営にあたりましては、平成27(2015)年12月の監査委員のご意見を踏まえ、27(2015)年度に附属機関の位置づけや適切な運営等について考え方を整理し、29(2017)年4月に「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」を施行し、関係法令等にのっとり、適切な運営に努めているところです。

一方、市民参加については、自治基本条例第16条において、「市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加すること」と定め、平成26(2014)年4月に施行した市民参加条例の中で、必要な事項を定め、市政への市民の意見の反映を推進しております。

市民参加条例は、第14条において条例の施行状況を検証し、その結果の基づき、必要な措置を講じなければならないこととし、市民参加の形骸化を防止することとしており、28年度には、市民参加条例施行後初めての検証を実施し、市民参加の施行状況の現状を把握したうえで、課題を導き出し、解決に向けた3つの改善施策を位置づけ、具体的に取組を進めているところです。

さらに30(2018)年度には、改善施策の一つに位置づけた、「市民参加の職員意識の向上」を図るべく作成を進めてきた、市民参加に関する職員事務マニュアルの運用を開始し、職員への市民参加意識の浸透、市民参加の取組の充実を図ってまいります。

また、本市における公共施設や社会インフラ等は、多くが昭和50年代に整備されたもので、市民の安全・安心を確保するためには、計画的に更新をしていく必要があります。そのため、市民の皆さまと議論したうえで策定した「公共施設整備・再編計画」に基づいて、必要な整備を適切な時期に行っております。加えて、平成28(2016)年3月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、建築物系公共施設と道路や下水道などのインフラ系公共施設の今後40年間の将来更新費用を試算し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めております。これらの計画に基づき、公共施設の

整備や管理において、将来世代に過度な負担を残すことがないように、維持管理経費等を含め、トータルで検討して参ります。

なお、第4次実施計画の事業選択については、厳しい財政状況の中、限られた資源を有効活用するため、超高齢化や今後迎える人口減少に対応するための取組である「子育て支援策」「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「豊かな長寿社会の実現」に係る取組のうち、特に緊急度の高い事業を優先的するなど、選択と集中の観点からの事業採択を行いました。あわせて、第4次実施計画は、現行の総合計画の最後の実施計画となることから、政策及び施策目標の達成に向け、既存事業を着実に推進することを基本とするとともに、全ての事業について、その必要性や妥当性を改めて確認したうえで事業手法の見直しを行い、民間に委ねた方が効果的かつ効率的である様な事業については積極的に民間に委ねるなど、経費の見直しに努めました。

また、本市の建設工事における受注者の決定方法は、地方自治法で規定されている一般競争入札を採用して行っております。参加条件等で一部制限が加わること、価格と品質の双方を評価する総合評価方式を採用する場合や一部指名競争入札を採用する場合がありますが、法令に則して厳正に事務を行っております。

ご意見のなかの「競争入札のあり方を抜本的に改革すること」についてですが、競争入札は地方自治法、地方自治法施行令など国の定めた法令に則り行っておりますので、一地方公共団体が変えられる内容ではないことをご理解くださるようお願い致します。

■政策・施策別計画に関する意見（61件）

（意見 43）

2 政策共通認識

政策共通認識は、前提となる認識だということですが、それはすべての施策を具体的に進める上で、確認し、実行しているかどうか重要なことだと思う。しかし、この中では、確認して配慮したかどうかの視点が盛り込まれているだけである。茅ヶ崎市のこの「配慮」というのは、職員が「気を付けるべきことを見て確認したけれど、出来ないことはわかっていたから無視したよ」でも配慮となるということだ。

(1) 共生社会では、「個人の権利が尊重されたか」「男女共同参画の視点から適切な配慮がされたか」などは破られていても全然平気な施策の進め方がまかり通っている現実を考えると、この共通認識の意味がないように思う。効果があるようにするにはどうしたら良いか、実行性がある方法を考えてほしい。

(2) 環境 ここでも、緑化に配慮されているか。自然環境保護・保全への配慮がされているか。生物多様性への配慮がされているか。と書かれています。しかし、自分たちが約束している茅ヶ崎版 ISO（チームス）でさえ、市長が責任者であるにもかかわらず、具体的に守られることがなく公共事業が進められてしまっている。これが確認されて、実施された仕事であるところと言えるようなことをしているのでしょうか。ただ、市民に言われたので、チェック項目を設けたけれど、実現するつもりはないけれど、「配慮」したつもりにするという項目はやめてほしい。

(3) 協働も行政側に都合がよい協働であれば、お金を出し、下請け的なシステムを作ることは推進されていると思う。ほんとうに言葉で書かれているような組織が主体的・自立的に活動し、行政と対等な関係で協働をしていくシステムが必要である。先日、市民団体に対して、担当課が「私たちのお抱えの団体は」と発言にしたが、市民が独自で立ち上げ、活動している団体を協力してくれるからお抱えと考える職員は協働が分かっていないと思う。もっと、現場を知るべきである。

（市の考え方）

政策共通認識は、政策・施策に取り組むうえで常に念頭に置くべき事項です。本市の実施計画は事業立案時において、政策共通認識を確認し、その配慮の可否について、28ページから31ページに記載の視点に基づき検討することとしております。

また、立案時に検討した政策共通認識に基づいた配慮については、ご意見にもありますとおり、政策・施策を具体的に進めるうえで、実行されることが重要であると認識しており、担当課において、その視点に基づいた具体的な取組が実施されております。

今後とも、事業立案時のみならず、具体的な取組に際しても、政策共通認識への配慮を十分に行ってまいります。

（意見 44）

基本理念ごとの指標に対する評価結果が記載されていますが、指標設定や目標値に適切でないと思われるものや実績が低いものがあります。たとえば、基本理念5の行政サービスへの満足度は目標値も実績も低く見直しや改善対策が必要と思います。指標目標の選び方や目標値について基本構想策定段階でも問題が指摘されていました。次期総合計画策定に当たって再度見直し検討をお願いします。

(市の考え方)

本市では、政策目標や施策目標の達成状況を客観的に図る手段として「指標」と「目標値」を設定しております。政策目標における指標は、現行の基本構想策定時に数値目標を含めて設定し、平成 26 (2014) 年度に実施した茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直しに合わせ、目標値を見直すとともに、必要に応じて指標の追加をしております。また、施策目標における指標については、実施計画策定毎に目標値の設定を行うとともに、必要に応じて指標の追加もしております。

しかしながら、ご指摘にありますとおり、適切な指標及び目標数値の設定につきましては、総合計画審議会をはじめ、多くの場においてご意見をいただいております。課題であると認識しておりますので、今後本格化する次期総合計画の策定作業において、検討してまいります。

(意見 45)

個々の事業については省略しますが、第 4 次実施計画事業の実施指標が前年並みのままのもの、指標目標のないもののがかなりあり、毎年取り組み方を改善しようという意欲が感じられません。もっと前向きな指標目標を設定して事業に取り組んでください。

(市の考え方)

本市では、事業の進捗状況を客観的に図る手段として「指標」と「目標値」を設定しております。ご指摘にあります、目標数値の設定は、事業の性質上、事業費と連動せざるを得ず、現状維持となってしまう場合があります。また、本市は現在も人口が微増傾向にあるものの、まち全体としては成熟期にあり、人口構成も大きく変化しております。そうした中で、既に「減少傾向」にある指標を「現状維持」に引き上げて設定しているものが多くございます。しかし、現在の表記方法ではそういった指標設定の背景についてご理解いただけない面もございます。今後は、そうした指標設定の背景をわかりやすくお伝えできるよう研究してまいりたいと考えております。

また、第 4 次実施計画より、事業の性質を「政策的事業」「義務的事业」「一般管理事務」に変更し、「政策的事業」は目標指標を設定したうえで、その達成度により事業の進捗を評価し、「義務的事业」及び「一般管理事務」については、指標を設定せず、事務処理プロセスに焦点をあてた業務改善を実施することとしております。そのため、「義務的事业」及び「一般管理事務」については指標を設定してはおりませんが、今後もそれぞれの事業の特性に応じた評価を実施し、業務改善等に繋げてまいります。

(意見 46)

政策目標 21 の「3 年間の目指すべき方向性」が、政策目標 20 と同じです。

(市の考え方)

ご指摘のとおり、概要版において政策目標 21 の「3 年間の目指すべき方向性」が政策目標 20 と同じ内容となっております。概要版のみ誤っており、概要版ではない「茅ヶ崎市総合計画第 4 次実施計画(素案)」の計画書本体は、正しい表記となっております。

なお、正しい表記は、「地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、平成 29 (2017) 年 6 月に国が地方自治法等の改正を行い、

監査制度についてもさらなる充実強化が求められています。監査資源に限られる中で、より充実した監査を実施するためには、職員の監査能力の向上が課題となっています。各種機関の研修を積極的に受講し、職員のレベルアップを図り、複雑化する監査・検査等に迅速かつ的確に取り組めます。」となります。ご指摘ありがとうございました。

(意見 47)

施策目標 1 の「安心して子どもを育てることを支援する」について、啓発事業は大切であるが、事業に足を運ぶ人がどれだけいるのでしょうか。多世代の居場所活動をしていますが、子育て世代と他の世代と一緒に過ごすことで、お互いについて学ぶことが多いと感じます。講師を呼んでする啓発活動よりも、子育て世代と多世代が出会う場を作る支援をした方が費用対効果が高いかと思います。

(市の考え方)

子どもが成長していくためには、様々な環境の中で、多くの人と触れ合い、学び、経験していくことが重要であり、「子ども・子育て支援事業計画」の中でも子どもが地域で安心して集える居場所について推進していくことをうたっております。

現在、子育て支援センターでは市内の子育てサロンやサークル等、地域との連携を行っているほか、市内保育園でも地域の高齢者の方と触れ合う機会をつくっております。

これからも、子育て世代と他世代の触れ合う場を設定し、子どもが地域の中で様々な人と接する機会が増えていくよう、子育ての環境づくりを進めてまいります。

(意見 48)

多世代からの支援が得られるファミリーサポートセンターの事業も、厳しい経済状況の保護者には利用料金が高くて使う事が難しいです。誰もが利用しやすい金額の設定か、減免が必要です。

(市の考え方)

ファミリーサポートセンターの利用料金については、依頼会員が支援会員に支払う形となっており、月曜日から金曜日の 6 時から 20 時までは 1 時間につき 700 円、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始、並びに 6 時から 20 時以外の時間帯に利用される場合は 1 時間につき 900 円となっております。

ファミリーサポートセンター事業は、支援会員よりも依頼会員の会員数が多い状況であり、現在の利用料金で支援会員は幅広く活動いただいていることから、これ以上料金を安く設定することは難しいと思われれます。

また、利用料金を減免することで、活動件数が増えることが見込まれることから、活動時に依頼会員と支援会員がマッチングできないことも想定されます。まずは、支援会員数の増加を図り、地域での子育て支援体制を強化していき、その後に利用状況等を勘案し、減免についての検討を行いたいと考えます。

(意見 49)

子育て支援センターの利用時間や利用年齢等の見直しをし利用拡大をすべきと思います。相談窓口も年齢が区切られ、平日の午後 5 時まで。これでは働いていたり、子育てしている人がゆっくり相談が出来ません。

事例に出したように、どの事業も、今までの実績を微増させるのみで、必要な人に届くような努力をされていないように感じました。

(市の考え方)

子育て支援センターの利用については、フリースペースは原則未就学児までのご利用ですが、アドバイザーによる子育てに関する相談窓口については、年齢で区切っておらず、幅広く子育て世帯の方からのご相談をいただいております。

利用時間については平日の 17 時までとなっておりますが、就労している方や、平日のご利用が難しい方のために、茅ヶ崎駅北口子育て支援センターでは第 2・第 4 土曜日を、香川駅前子育て支援センターでは、第 1・第 3 土曜日を開所しており、子育て中の方が利用しやすい環境整備に努めているところです。

今後も、子育て支援センターを利用される方に、使いやすく、また、相談しやすい場となるよう、努めてまいります。

(意見 50)

政策目標 1 には、0～2 歳対策と保育士確保を取り上げていません。

この問題は深刻のようですが、茅ヶ崎市はどうなっているか、追加してください。

(市の考え方)

待機児童の解消に向けて、待機児童の 8 割以上を占める 0～2 歳対策と、年々厳しくなっている保育士の確保対策が重要となっております。本市においても、0～2 歳を対象とした小規模保育事業の整備、保育士の採用機会拡大を目的とした独自の就職相談会の実施、保育士の処遇改善を目的とした家賃補助の実施など、様々な取組を進めております。

政策目標 1 においては、こども育成部全体の目指すべき方向性を記載しているため、0～2 歳対策等は記載しておりませんが、保育課の施策を記載した施策目標 2 においては、小規模保育事業の整備や保育士の処遇改善などを記載しております。

今後も待機児童解消に向けて、課題に的確に対応した対策を実施してまいります。

(意見 51)

施策目標 2

ニーズに合った多様な保育を行うのなかで「平成 30 年(2018 年)4 月に保育園等の待機児童は解消」とあります。結構なことです。

厚労省が待機児童にしないのは①保護者が育休を延長した、②保護者が求職活動を停止した、③特定の施設を希望した、④自治体が補助する認可外施設に入った、なっています。希望者が認可の保育所に入園すれば「待機児童にしない」という必要はありません。茅ヶ崎市では、この厚労省の考え方を踏襲しているのならば、待機児童解消とならうと思いますが、いかがですか。

(市の考え方)

待機児童については厚生労働省が定義を定めております。この定義については平成 29

(2017)年3月に変更されており、育児休業中の方について復職の意思がない方以外は待機児童数に含めるなど、より実態に即した定義となっていると考えております。このため、本市における待機児童数は、厚生労働省の定める待機児童数としているところで

す。
しかしながら、実際に保育園等に入園できていない児童の総数（保留児童数）は待機児童数よりも多いことは十分に認識しており、保留児童数も併せて減少できるよう、待機児童解消対策を進めてまいります。

(意見 52)

施策目標：5

なぜ、公民館事業を減らす方向なのか？これからの社会で重要なのは市民の力です。特に時代の課題を学習する場としては、わずか5館の公民館が担わなくてはならない。公民館の老朽化で小和田公民館だけが施設改修のようだが、もっと他の公民館も改修し、職員をしっかりと配置し、公民館としての機能強化を図ってほしい。茅ヶ崎の公民館が作られてきた歴史を忘れ、市民の文化の火を消さないでほしい。

(市の考え方)

公民館事業の数は公民館事業全体の状況から目標値を決めており、第3次実施計画より目標値は上げております。年度によって事業の増減はありますが、事業の実施にあたっては、公民館事業全体の状況なども勘案しながら、実施してまいります。小和田公民館の改修については、公共施設整備・再編計画に基づく耐震改修等を行うものであり、例えばトイレ改修について他の4館では既に実施しております。公民館につきましても他の教育施設と同様、茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針に基づく計画の中で検討してまいります。また、公民館職員については、館長の外2名の職員と4名の社会教育嘱託員での職員体制で、県や社会教育課で行っている職員研修に参加するなど、地域課題や社会的要請課題の学習や解決、地域交流などの事業が実施できるよう、社会教育に携わる職員の資質向上に取り組んでまいります。

(意見 53)

自治基本条例の理念である市民自治にもとづく市政運営を実現するためには、情報公開及び市民が市政の仕組みを知り、市政運営の力を増進・深化することが必須です。社会教育はそのための再重要な場であることを位置づけてください。この立場を踏まえて社会教育の基幹的施設である公民館、図書館の充実させることについて位置づけてください。

(市の考え方)

公民館では、少子高齢化や環境問題など様々な地域的や社会的な課題に対する講座を実施しております。それらの講座等の事業は、市民の皆様が学習をするためのきっかけづくりとして行うものですが、公民館は学習するだけでなく出会いや人づくり、地域のつながりをつくる場所でもあり、教育基本計画には地域の教育力向上のために必要な人づくりが位置づけられております。今後も、学校、地域、家庭が連携しながら子どもと大人が共に学び合い、豊かな人間性と自主性をはぐくむ教育を目指し、地域づくりにも結びつく人づくりの視点を持って進めてまいります。

図書館は、以前から子ども読書活動推進におけるボランティア活動等が活発に行われている施設です。また、第2次実施計画時から、自主事業においても講座・イベント等の企画や持っているスキルを講師として生かすなど、市民が担うことができる部分については積極的に担っていただいているところです。

第4次実施計画においても、引き続き、総合計画に位置付けられた市政の基軸である「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」を踏まえ、社会教育施設としての図書館の充実に努めてまいります。

(意見 54)

(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設運營業務、(仮称)歴史文化交流館整備事業は国に対しても市民に対して適切な情報を発信せず、誤った情報発信。このような状況の中でパブコメ取することを誤り、どのような施設になるかも不明では税の無駄遣い。ここからもPDCAを

(市の考え方)

本市では、人口の急増や行政需要の拡大により、公共施設の多くが、昭和40年代から50年代にかけて整備されているため、耐震性や設備の老朽化など様々な課題を抱えていることを踏まえ、平成20(2008)年3月に「公共施設整備・再編計画」を策定し、耐震性能に課題のある公共施設の再整備を計画的かつ効果的に行ってまいりました。ご意見にあります(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設については、当該計画において、福社会館と海岸青少年会館の施設の耐震性や設備の老朽化に課題があるため施設を複合化し、再整備することとしたものです。また、(仮称)歴史文化交流館についても、同計画において施設の老朽化や展示・保管スペースの確保等の課題があり、堤地区への移転・再整備を行うこととしたものです。両施設とも「公共施設整備・再編計画」の策定からその後の基本計画策定、設計、工事に至るまでの数年間に渡る検討プロセスにおいて、必要な情報提供を行うとともに、利用者団体や地域団体の代表者から様々なご意見をいただき、計画策定に反映してきました。

今後とも、各取組の様々な段階において、迅速かつ正確な情報発信に努めてまいります。

(意見 55)

施策目標：11

事業No.13は、鶴嶺小学校だと思いが、今時プレハブを作らなければならない状況を生み出した計画性の無さは、どこから来ているのか？その時の地価が安いからと近くに3校も小学校を作ったつけが回って来ているように思う。子どもたちが安心して通える小学校の状況を考えてほしい。

(市の考え方)

ご指摘の学区につきましては、平成24(2012)年度竣工の総戸数828戸のマンションが計画された段階で、既存の教室数では転入してきた子どもたちを受け入れきれないことが判明し、多方面からの検討を重ねております。通学区域の再編や近隣学区への就学指定校変更などは様々な理由により困難であったこと、当該マンション居住者の出生が相次ぎ、児童数のピーク時期が予測できなかったことなどから、仮設校舎の建設により

普通教室を確保することが、最も現実的な対策であるとの結論に至っております。一時的な仮設校舎ではありますが、子どもたちの最適な学習環境を確保するため、既存の教室や他校と比較しても格差が発生しないよう配慮しております。

今後も学校の更新や改修事業は、将来的な人口や少子高齢化を見据えた上で、規模の適正化に配慮しながら推進してまいります。

(意見 56)

施策目標：13

事業No.9は、歴史文書だけでなく、関連して施策目標 68 の事業No.1 と連携しているものであるがそれがどこにも記載がないのはどうしてか？また、検討を進めるというのはやらないと同等の言葉である。いつまでにどのようにするのか記載してほしい。

(市の考え方)

公文書管理法の趣旨に則り、現在、行政文書と歴史資料として重要な文書である歴史的公文書等を一元的に管理するための(仮称)公文書管理条例について、茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プランで示したスケジュールに沿って、平成32(2020)年度の制定に向けた取組を進めております。

施策目標13には【施策目標における3年間の目指すべき方向性】及び【事業概要】に、より明確に記載します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
118ページ 施策目標における3年間の目指すべき方向性(略) <u>歴史的公文書等の適切な選別、管理、保存を行うとともに、(仮称)公文書管理条例の平成32(2020)年度制定に向けた取組を進めます。</u>	115ページ 施策目標における3年間の目指すべき方向性(略)

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
122ページ 事業概要 ・(仮称)公文書管理条例の <u>平成32(2020)年度制定に向けた取組を進めます。</u>	119ページ 事業概要 ・(仮称)公文書管理条例の_____制定に向けた <u>検討</u> を進めます。

(意見 57)

柳島スポーツ公園では地元企業が市外の事業より 2.9 億円高い金額で逆転受注しています。この入札に採用された総合評価落札式によって、落札者の提案がローカルファーストコンセプトに沿ったものとして選考委員会で高く評価された結果です。地方自治法は「事務の処理に当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の費用で最大の効果を上げる」よう行政に求めています。市は地方自治法に反して最大の費用を支払ったこととなります。これは総合評価落札方式を採用した新庁舎の入札でも、地の利で地元企業が同じように 2.7 億円高い金額で逆転受注しており、市民の負担は一世帯当たり合計 5 千円以上増えました。

総合評価落札方式は選考委員の主観的な判断に委ねるため、恣意的な運用による逆転受注の可能性が指摘されています。市は今後もこの方式を採用するのであれば選考委員会の審査に係る詳細情報の公開により透明性を担保し、市民の負担増となる発注の正当性について説明責任を果たすよう求めます。

(市の考え方)

ご意見の通り、柳島スポーツ公園の入札方式は総合評価一般競争入札を採用しており、事前に入札説明書と落札者決定方法及び落札基準を公表して入札を行っております。その結果、価格に関する事項だけでなく設計や、工事監理・建設、維持管理、運営に関する事項等について総合的に評価し、評価点が最も高かったグループの提案を優秀提案として選定しております。

また、評価に当たっては、弁護士や、公認会計士、PFI やスポーツ施策に精通した学識経験者等からなる選定委員会により総合評価を行いました。選定委員会としての評価は「審査講評」としてとりまとめ、茅ヶ崎市ホームページなどで公開し、市民の皆様へその結果を周知しております。

なお、総合評価落札方式は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 で規定されており、法令で認められている落札者を決める入札方式です。

この方式ができた背景としましては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で価格競争の激化に伴う下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念されていることから「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成 17 年 4 月に施行されたことが考えられます。

このような背景のもと本市においては、優良な社会資本整備、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除、建設業者の育成、談合防止等を目的として価格及び品質の両方を総合的に評価する総合評価方式を試行で実施しております。

また、ご意見のなかでは「審査」という言葉が使われていますが、実際には「採点」という方が実務に近いと思われます。それは、評価項目が同種工事の受注実績や過去 3 年間の工事成績評定の平均、配置予定技術者の同種工事の施工実績、国家資格の有無などであり、誰が採点しても客観的資料により同じ得点となるためです。

新庁舎建設工事では簡易型という方式を採用し、評価項目の一部に簡易な施工計画を求めていました。これは、プロポーザル方式のように提案項目に対し採点することから、提案項目を選考委員が判断するように思われがちですが、その部分の採点については、採点（審査）者の総意で一つの評価項目に一つの評点となっております。

審査する評価項目はガイドラインという形でホームページ上にて公表しております。審査項目の多くが客観的資料による採点（審査）するものであることが確認できると思います。

総合評価落札方式は、価格だけで決める競争入札とは異なり、優良な社会資本を整備するために価格と品質の双方を評価する有効な落札者決定方法であると考えており、引き続き行ってまいりたいと考えております。

(意見 58)

政策目標 6 では、市立病院のことが高らかにうたわれています。

市民にとっては、薬剤師が起こした事件から新たな一步をどう踏み出すか見たかったのですが、それもみあたりません。とにかく美辞麗句が羅列してあうように思いました。さらに、毎年膨大な費用が一般会計から支出していることについても触れていません。

市民の健康や命を守るために医療は大事ですが、いまのよう経営では心配です。そのあたりふれるべきでしょう。

(市の考え方)

市立病院医薬品横領事件につきましては、平成 29 (2017) 年 9 月に調査委員会を設置し、医薬品調査の実施と原因究明及び再発防止策に関する報告書を平成 30 (2018) 年 3 月に取りまとめました。その中で、事件の主な原因は、「市立病院の管理体制にかかる法令遵守意識の希薄化」及び「医薬品管理システムの管理及び運用の不備」にあるとされた検証結果を受け、再発防止に向け、市立病院においては、職員の危機意識を高める取組を進めるとともに、職員からの声を拾い上げる仕組みを構築し、「報告」、「相談」など、多忙さの中にあっても組織として保持しておかなければならない事項について、市立病院の全職員間での認識の共有と、病院の勤務特性に応じた必要方策の検討といった取組を行うとともに、医薬品管理システムの検証については、不正やミスが発生しにくいシステムの在り方について定期的に検証を行い、医薬品の定数変更時に自動的に変更箇所が表示されることや、電子カルテシステムとの連携、管理監督権限を有する者によるチェック機能などについて検討いたしました。また、「公務員倫理の啓発」、「職員の危機意識の向上」、「不祥事を生まない環境づくり」について全庁的に取り組むことといたしました。

市立病院に対する一般会計からの負担金につきましては、地方公営企業法等の規定に基づき、「救急の医療を確保するために要する経費」や「高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費」を負担することとしております。

また、市立病院の経営に関しては、平成 29 年 3 月に策定した「茅ヶ崎市立病院経営計画（新公立病院改革プラン）」に記載しております。その経営計画に基づいた 3 年間の方向性を茅ヶ崎市総合計画第 4 次実施計画で示しております。

(意見 59)

市立病院の薬剤横領事件によって市長、副市長等の処分が行われたことは、とりもなおさずその「指導性」及び「監理能力」が問われることとなりました。PDCA にもとづけば、「指導性」「管理能力」問題の具体的な内容は何か、そこからくる課題は何か、課題を解決するために何をどうするのか、等が明らかにされる必要があります。言行一致、市のトップこそ PDCA にもとづく分析と方針を明らかにしてください。

(市の考え方)

市立病院医薬品横領事件が発生したために、市は調査委員会を設置し、被害額の確定や事件の原因究明に係る調査、管理体制の検証及び再発防止策の検討を行い、平成 30 (2018) 年 3 月に報告書を取りまとめ公表いたしました。

報告書においては、調査結果をふまえた全庁的な取り組みとして、管理職の組織マネジメント強化による危機管理体制の強化について言及し、今後も継続して管理職対象の危機管理研修を実施し、管理職の危機意識の向上及び職場における指導力の強化を図ることとしています。

また、これまで、危機事態については、事態に応じて、危機管理にかかる部局長・課長級の会議を開き、対応を検討し、措置を講じるとともに、発生した危機事態への対応結果の共有を行ってまいりました。今後も、対応結果の検証等をふまえ、危機事態への対応の在り方や組織としての対応体制等について検討してまいります。

薬局における業務改善策に対しましては、その効果の検証を行い、より効果的な業務運営を行うことができるよう業務意識の啓発につなげております。

市は、これらについて病院のみでなく、全庁的な問題として深く反省し、全職員が一丸となって再発防止に向けた取組を実施し、市民への信頼回復に努めてまいります。

(意見 60)

施策目標：21

事業No.9 薬の横領事件があつて、どのように市民病院の経営を改善していくのか、期待したが、何も記載はない。その上に自分たちで策定した病院経営計画を経営推進会議と外部委員による運営協議会で進捗管理するだけと書かれている。運営協議会は外部と言いながら病院経営の専門家ではないし、病院の院長が形骸化していると公言している。事務局長も行政職員で病院経営の専門家ではなく、誰が本気で病院経営を立て直す責任者なのか、明確にしてほしい。

(市の考え方)

運営協議会委員の構成は、規則により定められ、市議会議員・医療関係団体の代表者・学識経験を有する者とされており、医療関係団体として医師会・歯科医師会・薬剤師会、学識経験を有する者として自治会連絡協議会・民生委員児童委員協議会・商工会議所から委員を選出いただいております。医療の視点、地域の視点、福祉の視点、経営の視点など専門的な知識や意見をもとに、地域の中核を担うべく病院としての運営を協議していただいております。

また、これまでの運営協議会の運営方法に対する意見を委員からいただいた事もあり見直しを検討しております。

現在の病院で運営を始めてから 15 年が経過し、形骸化している面がいろいろとあることは否めませんが、医薬品横領事件を機に組織の活性化を目指しております。

市立病院経営の責任者である市長のもとで病院職員一丸となって病院経営・運営を行っております。

(意見 61)

市立病院の駐輪場は数が狭く・少なく・使いにくい現状が長年放置されたままです。整備してください。

(市の考え方)

駐輪場利用に際し、ご不便をおかけしているところがございます。また、現在別棟建設工事にともない、一部駐輪場を閉鎖しております。なお、別棟建設終了後、閉鎖しております駐輪場を開放する予定であります。限られた敷地内で新たに駐輪場スペースを設けることは現状難しいため、引き続きご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

(意見 62)

政策目標 8

環境部の目標に自然環境に関することが掲載されていない。

特に環境政策課の業務であるはずの「自然保護思想の啓発及び普及」が抜けている。

環境審議会からも環境基本計画の進捗状況の評価や答申において、自然環境保全の施策の遅れや、環境市民会議ちがさきエコワーク解散後の人材育成について 厳しい内容の答申となっている。環境部として自然環境保全について 3 年間の計画がないのは、違和感がある。地球温暖化対策において、緑の保全は有効な手立ての一つのはず。環境部の取り組みに自然環境の保全を入れてほしい。

(市の考え方)

自然環境の保全は重要な環境施策であり、温室効果ガスの吸収力の維持、増進にもつながることから、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画に位置づけ推進を図っているところです。素案で記載している「環境基本計画に掲げられた施策」が、自然環境に関する施策を包含していることを分かりやすく示すため、政策目標 8 及び施策目標 29 における「3 年間の目指すべき方向性」を次のとおり修正します。また、自然保護思想の啓発及び普及に関しては、第 4 次実施計画事業一覧で記載した「市民・事業者・市との環境活動連携支援事業」、「環境フェア開催事業」、「環境学習支援事業」として実施する予定です。

修正後	修正前
190ページ <u>自然環境の保全や低炭素社会の構築など</u> 、環境基本計画に掲げられた施策の着実な推進のため、引き続き庁内の横断的な連携体制を強化するとともに、計画期間が満了する 32 年度に向け、市民との連携により次期計画を策定します。	187ページ <u>環境基本計画に掲げられた施策の着実な</u> 推進のため、引き続き庁内の横断的な連携体制を強化するとともに、計画期間が満了する 32 年度に向け、市民との連携により次期計画を策定します。

修正後	修正前
191ページ 自然環境の保全や低炭素社会の構築など、環境基本計画に掲げられた施策の着実な推進のため、引き続き外部評価による早期の問題把握と必要な軌道修正を行います。事業実施にあたっては、庁内の横断的な連携体制の更なる強化を図ります。（略）	188ページ 環境基本計画に掲げられた施策の着実な推進のため、引き続き外部評価による早期の問題把握と必要な軌道修正を行うとともに、庁内の横断的な連携体制の更なる強化を図ります。（略）

(意見 63)

「茅ヶ崎らしさ」のもっとも重要な要素である市内の自然、山、川、海が年々破壊されているにも拘わらず、また、茅ヶ崎市環境基本条例が「環境への優先的配慮を前提とした総合的な施策を策定し、及び実施する責務」（第4条）と定めているにも拘わらず、現状はこれにふさわしい環境政策とはなっていないと考えます。総合計画において環境基本条例にのっとり環境政策の位置づけを行い、市民との協力・連携を含め環境政策を推進してください。

(市の考え方)

自然は「茅ヶ崎らしさ」を形成する重要な要素であり、市民満足度調査等においても、多くの方が、茅ヶ崎の魅力として「自然の豊かさ」を挙げております。自然と人との豊かなふれあいの実現を目指し、自然環境を適切に保全することは、「茅ヶ崎らしさ」に更なる価値を加える重要な取組であり、健全で恵み豊かな環境を維持し、持続可能な社会を実現するためには、市、市民及び事業者が連携して取組を推進していくことが重要であると認識しております。

茅ヶ崎市総合計画基本構想では、まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、前提となる「政策共通認識」の一つとして「環境」を位置づけ、低炭素社会・資源循環型社会・自然共生社会の形成という環境への配慮の視点をもって、すべての事業に取り組んでいるところです。

(意見 64)

環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまちについて

茅ヶ崎市では、みどり豊かな身近な自然環境は、必要のないものと考えているのでしょうか。総合計画の中に、身近なみどりの自然環境が市民にとって必要と感じる記載がありません。心身とも安心できる、市民のためのみどり豊かな身近な自然環境は必要です。

(市の考え方)

茅ヶ崎市総合計画基本構想では、まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、前提となる「政策共通認識」の一つとして「環境」を位置づけ、低炭素社会・資源循環型社会・自然共生社会の形成という環境への配慮の視点をもって、すべての事業に取り組んでいるところです。自然と人との豊かなふれあいは、「茅ヶ崎らしさ」の魅力を形成す

る重要な要素であり、政策目標 11（魅力にあふれ住み続けたいまち）においては、目指すべき将来像として「豊かな自然環境が保全され、身近にみどりが感じられる」を挙げ、生活の中で身近にみどりを感ずることができるよう、みどりの保全・再生・創出を進めることを目指すべき方向性として打ち出しております。政策目標 8（環境に配慮し時代に引き継ぐ潤いのあるまち）においても、目指すべき将来像として、自然共生社会の形成について明記しており、庁内の連携体制の強化により、取組を進めてまいります。

（意見 65）

「ゴミ処理」の有料化が検討されようとしています。「ゴミ処理」は市の最も初歩的基本的な責務です。有料化されれば低所得者ほどその負担率は高くなります。何らかの形でそれを軽減したとしても「スティグマ」（不名誉感）を強いる危惧があります。市政運営の基本に関わる「ゴミ処理」有料化について位置づけないでください。

（市の考え方）

廃棄物については、事業者が出すごみは事業者の責任において処理をし、家庭から出るごみについては市民の協力を得て市町村が適正な処理に必要な措置を講ずることとなっております。

市が有料化の導入を検討していく背景には、平成 17（2005）年度に国の方針としてごみ処理有料化が推進されていることと、既に国内の約 63%の自治体でごみ処理有料化を導入していること、加えて本市のごみ処理の将来を考えると、これまで様々な取組によりごみ減量化を推進してまいりましたが更なる減量が必要であることや、ごみ処理費用が今後増加していくこと、ごみ処理施設の廃止や老朽化に伴う建替等が控えていること、といった課題があることがあります。これらの課題解決のため、市では啓発をより一層充実させたり、さらなる資源化の推進を検討していくほか、ごみ処理有料化導入の検討をしております。

ごみ処理有料化には、「ごみ減量」「不公平感の解消」「環境意識の高揚」「財源の確保」等のメリットがあると言われていたことから、本市が抱える将来的な課題についての有効な施策の 1 つと考えております。

ご指摘のとおり、有料化されれば低所得者ほどその負担率が高くなることが考えられますが、検討にあたっては減免のあり方を含め先行自治体の事例を十分に研究するとともにごみ処理有料化を検討する理由や施策の内容について市民の皆様にご理解いただけるよう、市民との意見交換会や市広報等様々な機会を捉えて説明をしてまいります。

（意見 66）

ゴミ・資源化について・・・庭木や樹木の伐採ゴミ（？）は資源化やエネルギー化、培養土化などが可能なので茅ヶ崎市単独ではなく近隣四町村と協力して取り組んでみると減量化につながるのでは

（市の考え方）

ご指摘のとおり、庭木や樹木の伐採ゴミ（以下「剪定枝」と呼びます）については、発電などによるエネルギー化や培養土化や堆肥化など、資源化は可能であり、実施している自治体もございます。

本市においてもこれまで剪定枝の資源化を検討してまいりましたが、費用対効果や事業手法などの課題があったため資源化を実施できておりません。今後はこれらの課題を踏まえつつ、ごみ処理有料化導入の検討と合わせて剪定枝の資源化を検討してまいります。

なお、近隣の藤沢市及び寒川町とは、様々な行政分野において広域連携での取組をおこなっており、ごみ処理の分野においても絶えず情報交換や協力をしていますので、剪定枝についても広域連携での取組の可能性について検討してまいります。

(意見 67)

ゴミとは？資源とは？をもっと市民一人ひとりに区別できるように教育（？）が必要、地域の自治会にまかせている現状では十分なゴミ減量はできないと考える。

(市の考え方)

ご指摘のとおり、ごみの用語や分別ルールには非常に難解なものも多く、市でも「ごみの分け方・出し方」の冊子を毎年改訂することにより、ごみの用語や分別ルールについてわかりやすい説明に努めておりますが、それでも市民の皆様からは分別についての質問が多数寄せられております。

市では、ごみの減量化を進めるために一番重要となるのは、市民や事業者に正しいごみの分け方・出し方を守っていただくことであると考えております。これまでも、小学校や自治会を対象としたごみ処理施設の見学会や出前講座などの環境学習を通じて、ごみの用語や分別ルールについての啓発をおこなってまいりましたが、今後はこれら市民との直接対話による環境学習に重点を置き、実際的な啓発となるよう具体的な事例を紹介しながら、市民へのわかりやすい説明に努めてまいります。

(意見 68)

現在 40 年ぶりという広域避難場所の見直しが行われているが、これは、イコール茅ヶ崎市が 40 年間、各課が庁内で横に連携して、まちの安全性や、自然環境・みどりの保護などを実現できる長期ビジョンを、今に至るまで真剣に模索してこなかったことも意味していると思う。

(市の考え方)

市では、昭和 46（1971）年 8 月に神奈川県防災会議（県及び防災関係機関で構成）が策定した神奈川県大震火災避難対策計画に基づき、昭和 50（1975）年に市役所周辺、県立茅ヶ崎高校周辺、茅ヶ崎公園、3 か所のゴルフ場の計 6 か所を延焼火災からの避難先となる広域避難場所に指定いたしました。その後、昭和 59（1985）年に県立茅ヶ崎西浜高校を指定し、指定数を 7 か所とするとともに、指定済みの広域避難場所に隣接する中央公園や浜須賀小学校を追加で指定いたしました（隣接施設と一体として扱い指定数には数えておりません）。また、平成 25（2013）年に県立茅ヶ崎里山公園を指定し、指定数が 8 か所となりました。

以上のように、この間、広域避難場所の数及び面積を増やしてまいりましたが、指定の考え方を示す神奈川県大震火災避難対策計画も修正されず、全体的な見直しは行ってまいりませんでした。

しかしながら、本市は、木造住宅が密集し延焼火災のリスクが高いこと、人口や土地

利用などの社会環境も指定当時から大きく変化していることから、平成 29（2017）年 1 月より都市防災や火災に係る学識経験者の方にご意見をいただきながら、最新の知見を用いて市独自に現行広域避難場所の安全性の再検証と新規指定候補地の検討を行いました。

市といたしましては、この検討結果を踏まえ、広域避難場所の指定拡大に向け、指定候補施設の管理者との協議を進めており、住民のより身近な場所に緊急時の避難場所をできるかぎり確保することで、市の防災体制を強化してまいりたいと考えております。

また、市の総合計画の基本理念の一つであります「まちづくり」に関しましては、平成 20 年に策定した「ちがさき都市マスタープラン」において「環境と経済・社会活動が調和した持続可能な都市づくり」、「安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり」、「個性と独自性を市民とともにほぐくむ都市づくり」を基本的な考え方とした中長期的な都市づくりの方向性を示しております。

（意見 69）

災害に対すら法律がかわっているがそのことを一部の市民しか理解されていない。災害はいつ起きてもと言われながら水や食料の蓄えはどの程度なのか。自分の身の安全は考えているのか。調査する必要があるのでは？私達の避難場所はわかっているが、足元が安全とは言えないので市内全域の避難場所を早急に整備する必要がある。予算がたりるのか心配（マップ作成では不十分）

（市の考え方）

市では、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に作成している茅ヶ崎市地域防災計画において、防災対策の基本方針となる「茅ヶ崎市の防災ビジョン」を定めております。

このビジョンには、市、防災関係機関、市民及び企業等が、それぞれの役割や責任を明確にし、応急対策活動に関わる全ての者が連携を図り、柔軟な対応を可能とする組織づくりを進める「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」や、災害に強いまちづくりが災害発生後にはそのまま復興まちづくりにつながるよう、被災前からの復興対策を推進することを目指す「災害に強いまちづくり」等を位置付けております。

「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」に関する取組としては、防災知識の普及や、市民の防災意識の向上を図ること、自主的な備蓄の取組を推進することなどを掲げており、市民まなび講座などの機会を活用し、周知に努めております。

また、「災害に強いまちづくり」に関する取組としては、防災機能を考慮した公園施設や延焼遮断帯、道路、避難場所、防災上の活動拠点といった防災空間の整備を進めることを掲げており、とりわけ避難場所については、災害による被害の軽減を図るため、誰もが分かるようにそれぞれの避難場所が対応する災害の種類を図示した標識の整備を進めてまいります。

今後も、本計画の実効性を高めるため、本市における事前対策や応急対策活動に関わる全ての皆様と十分に連携を図るとともに、それぞれの役割を十分に果たしながら、一致団結して取り組んでまいります。

(意見 70)

茅ヶ崎市は消防車が入れない狭い道が多くあるため小型消防車などをふやしいざという時安心できるようにしてほしい。また、神戸の震災などを参考に・・・

(市の考え方)

消防車を整備するにあたっては、道路状況など地域の実情を最大限に配慮し、その大きさなどの仕様を決定しております。そのため、狭あい道路の多い地区の消防団を中心に、消防ポンプを積載した軽自動車を配置しております。

また、狭あい道路の多い地区における常備の消防車は、消防ポンプや消火用水のほか、消防用ホース、空気呼吸器など消防活動に使用する最低限度の資機材を積載し、普通車をベースにした消防車を配置し対応しております。

火災発生時、消防隊は、消防車を消火栓付近に停車させ、隊員がホースカーを火元まで引き、消火活動することが一般的であることから、消防車が進入できない道路であっても十分な消火活動が可能ではありますが、道路事情に応じた車両の大きさと積載すべき資機材等を総合的に勘案するほか、過去の災害事案や活動等を十分に考慮した上で、より迅速な消防活動が可能となるよう、消防車の仕様を決定し整備してまいります。

(意見 71)

政策目標 11 都市づくり

3年間の方向性

市街地と自然の良好なバランスを保ち・・・とありますが、萩園や平太夫新田は、隣家と隙間のない住宅がどんどん建っています。「市街地と自然の良好なバランス」をとったという状況ではありません。ここ10年で、まったくといっていいほど空地がなくなりました。住宅建設の最小面積を東海道より海よりのように、反対側も一刻も早く設け規制することです。

地震や火事などで大きな災害が想定されていますので、住宅密集地域の方向性を出してください。

(市の考え方)

都市計画法では、無秩序な市街化を防止するため、市街化を図る区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）を区分できることを定めております。本市も、これらを区分し、それぞれの区域に沿ったまちづくりを適正に進めているところで

す。このうち市街化区域においては、都市計画法に基づく開発許可制度の中で、規模が500㎡以上の住宅開発に関して、建築物の敷地面積などについて一定の制限をかけるとともに、まちづくりに関する条例で緑化などのルールを定め、良好な住環境の形成に向けて規制・誘導を図っております。また、その他に地域住民の皆さまがまちづくりの主体となり、お住まいの地域において建築のルールを定める「地区計画」などの制度があり、本市もこのような制度の活用に向けて周知・啓発に努めております。

また、住宅密集地域などにおいては、火災の際に燃えにくいまちを目指し、平成29（2017）年12月1日に、住居系市街地に準防火地域を指定拡大し、建築物を火に強い構造とするルールを定めております。今後も、地域の実情に沿った適正な規制・誘導を検討するとともに地域と連携した都市防災の取組を進めてまいります。

(意見 72)

政策目標 11 都市づくり

3年間の方向性

徒歩や公共交通、自転車などそれぞれの移動手段がシームレスに結びついた利便性の高い交通体系を目指します、とあります。この文面から3年たってもなんら変わらないように感じます。

相模川に近い萩園に住んで10年。徒歩、自転車の利便性はまったく向上しておらず、悪くなっています。

茅ヶ崎市は自転車の街。たとえば、萩園から市役所に安心していけるルートビジョンをつくり、意見交換会の場合を設けてください。

(市の考え方)

本市は、平成26(2014)年4月に「第2次ちがさき自転車プラン」を策定し、プランに基づき自転車の安全性や利便性向上に向けた取組をこれまで進めてまいりました。

また、27(2015)年3月に「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画(自転車ネットワーク計画)」を策定し、具体的な自転車ネットワーク整備の計画を定め、順次整備を進めているところでございます。

今後につきましても、皆様の貴重なご意見を踏まえながら、各計画を推進してまいります。

(意見 73)

P45 市街地と自然の良好なバランス という曖昧な表現は避けてほしい。目標となる緑被率、緑地率など明確な数字を出し、その対応策を示してほしい。シームレスの意味が分からない。だれでもわかるような表現が必要。

(市の考え方)

緑地面積率は、「施策目標：44 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する」の指標のひとつとして、平成32(2020)年度の目標値を22.00%としております。この緑地面積率は、改定を行っている「茅ヶ崎市みどりの基本計画」でも指標とすることを検討しております。引き続き、基本計画に位置づけられた様々な事業を推進し、緑地面積の向上に努めてまいります。

また、ご意見を踏まえ、シームレスの表記については次のとおり修正します。

修正後	修正前
234ページ 政策目標における3年間の目指すべき方向性 徒歩や公共交通、自転車など、 <u>移動手段を自由に組み合わせながら、誰もが便利で快適に移動できる交通体系の構築を目指します。</u>	231ページ 政策目標における3年間の目指すべき方向性 徒歩や公共交通、自転車など <u>それぞれの移動手段がシームレスに結びついた利便性の高い</u> 交通体系の構築を目指します。

(意見 74)

No. 10「みどりの保全等に関する条例の運用事務」は、保存樹林などの保全事業として3年間で1億1527万円で、1年平均は3824万円。一方で、柳島スポーツ公園ひとつの3年間の予算は約6億円が計上されていて(そのうち維持管理費は3億円)であることに較べたら、実に少ないことが分かる。こういった施設の建設や維持管理には多額の予算が次々と計上される一方で、みどりの保全のための予算は年平均で僅か3824万円。

「みどりのまちづくり基金」にいたっては、3年間でたったの111万円しか取られていないので、この数字は冗談なのかと思う。

(市の考え方)

「みどりの保全等に関する条例の運用事務」は、土地所有者との合意を得ながら市街地の樹林を保全する保存樹林制度などを位置づけております。こうした保存樹林制度を含め、「施策目標：44 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出」をはじめとする様々な事業で、みどりの保全や緑化の推進を進めてまいります。

また、「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」は良好な自然環境を形成している緑地の取得や維持管理のための基金であり、市民の皆様からの寄付金や運用利子を積み立てております。これまでも公共施設への募金箱設置やイベントなどでの協力の呼び掛け、ふるさと納税制度での寄附金の受け入れなどの充実策に努めてきました。今後もより幅広い市民の皆様からご協力をいただけるよう情報発信などに努めていくなど、基金の充実に努めてまいります。

なお、第4次実施計画の事業選択にあたっては、厳しい財政状況の中、限られた資源を有効活用するため、超高齢化や今後迎える人口減少に対応するための取組である「子育て支援策」「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「豊かな長寿社会の実現」に係る取組のうち、特に緊急度の高い事業を優先的するなど、選択と集中の観点からの事業採択を行いました。あわせて、第4次実施計画は、現行の総合計画の最後の実施計画となることから、政策及び施策目標の達成に向け、既存事業を着実に推進することを基本とするとともに、全ての事業について、その必要性や妥当性を改めて確認したうえで事業手法の見直しを行い、民間に委ねた方が効果的かつ効率的である様な事業については積極的に民間に委ねるなど、経費の見直しに努めました。

今後とも、職員一人一人が経営的な視点を持ち、実施手法の創意工夫による歳出の削減及び歳入の確保に努め、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、取組を進めてまいります。

(意見 75)

施策目標：44

事業No.10 みどりのまちづくり基金の充実と言いながら、3年間で111万円だけというのは、ほんとうにみどりを守る気があるのかと疑う。毎年100万円は必ず積み立ててほしい。それでも足りない。

(市の考え方)

「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」は良好な自然環境を形成している緑地の取得や維持管理のための基金であり、市民の皆様からの寄付金や運用利子を積み立てております。これまでも公共施設への募金箱設置やイベントなどでの協力の呼び掛け、ふるさと納税

制度での寄附金の受け入れなどの充実策に努めてきました。

今後、基金をより一層充実させるためには、自然環境に関心が少ない方からも幅広くご協力を得ていくことが重要であると考えております。こうしたことから、若年層などにも興味を持っていただくきっかけづくりとして、フェイスブックを活用した自然環境の魅力や市民団体の紹介を週1回程度行っております。また、若者への環境問題の情報発信を目的として活動する慶應義塾大学の学生と連携し、自然環境に関するニュースレター「ちが咲き（ちがさき）」を、平成29（2017）年度より年4回発行しております。

今後もより幅広い市民の皆様からご協力をいただけるよう情報発信などに努めていくなど、基金の充実にも努めてまいります。

（意見 76）

施策目標：44

事業No.8 みどりの基本計画推進事業 これのみどりの基本計画に記載がある事業を推進できるとは思えない。計画だけ立てても裏付けがないなら、絵に描いた餅である。何をきちんと実施するのか、記載してほしい。

（市の考え方）

「みどりの基本計画推進事業」では、平成30（2018）年度内を予定している「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の改定や計画の進行管理を行う審議会の運営などを位置づけているもので、基本計画に位置づけられている全ての事業を含んでいるものではありません。基本計画に基づき、「施策目標：44 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出」をはじめとする様々な事業で、みどりの保全や緑化の推進を進めてまいります。

なお、計画の推進に必要な財源については、良好な自然環境を形成している緑地の取得や維持管理のための「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」充実や社会資本整備総合交付金の活用にも努めるとともに、公園の整備や長寿命化をはじめとする事業に対応するための財源確保手法の検討を進めたいと考えております。

（意見 77）

茅ヶ崎市内に残されている雑木林などは民有地のため常に地主側の都合により、失う状況にあるため、これ以上地主の都合で開発されないよう規制と協力を可能とする政策が必要である。

（市の考え方）

自己所有地の利活用については、財産権の範囲内であると考えていますが、良好な都市環境の形成には、みどりの確保も重要であると認識しております。こうした状況の中、市街地に残された樹林等を保全するため、土地所有者等のご協力を得ながら保存樹林制度を活用しております。保存樹林は、平成28（2016）年度末時点で、35件、約48,000㎡を指定しております。引き続き、保存樹林制度を活用するとともに、市民緑地制度やみどりの保全地区制度の活用時においても土地所有者等のご協力を得ながら、みどりの確保に努めてまいります。

(意見 78)

建築するに当たって建物との距離をあけて緑の植栽を義務づける必要がある。

(市の考え方)

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」において、一定の開発行為などにおいて植栽地の設置を義務付けております。植栽地の位置や形状などについては、条例に定められた基準の中でそれぞれの事業者と個別に調整を行っております。また、平成 29 (2017) 年 4 月の条例改正において、より良好な都市環境の形成をめざし、市民の皆様の目に触れやすい沿道面への植栽を誘導する措置を設けております。

(意見 79)

施策目標 : 44

事業No.14 特別緑地保全地区指定の推進は、32 年までに増やす状況ではなく、現在の 2 つから増えないと読める。その場合は、お金は特緑の保全管理や指定地の拡大に使ってくれると考えると良いのか？

それとも買い取りが発生した時のものなのか？それはみどりのまちづくり基金を使ってくれると認識しているが・・・。

(市の考え方)

「特別緑地保全地区指定の推進」では、既に指定済みの特別緑地保全地区の自然環境をより良い状態で保全していくための保全管理や地区内の土地買い入れを位置づけております。また、地区内の土地買い入れの財源は、「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」や社会資本整備総合交付金とする計画です。

なお、新たな特別緑地保全地区の指定については、改定を行っている「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で考え方を整理した後に作業を進めて行く予定です。

(意見 80)

市は昨年、クラスター地域の公園の買い取りに失敗し、防災にとっても、緑化重点地区のみどりの保全にとっても、保育園を含む子どもたちにとっても貴重なスペースであった借地公園が消滅した。住民へは「また同じことが起きるので、公園を確保する制度や、システムを作ることが不可欠。」との説明があり、担当部署から今後の対応が約束された。しかし「第 4 次実施計画」では、公園や緑の保全を実現することはとても出来そうもない予算の少なさに驚いている。これで住民への約束が実行されるとは思えない。

(市の考え方)

現在、市では借地による公園整備を進めており、災害時の一時避難場所の確保という視点も重要なことから、公園が特に少ない地区を優先的に取り組んでおります。

しかし、借地公園は契約期間が終了し、そのまま契約が更新されず、継続的な利用ができなくなることも考えられることから、地権者側から解約の相談等があった場合は、買い取りについても検討してまいります。

公園整備のための予算につきましては、限られた財源の中、「第 4 次実施計画」において、市全体で調整した結果、現時点で予算化はしておらず、財源確保の対策については、これまでも検討を進めてきており、その受け皿となる基金の在り方の検討も含め、具体

策を庁内関係各課で連携しながら検討をしてまいります。

(意見 81)

公園のための予算はどうかと素案を見ると、みどりの保全と連携すべき「公園緑地課」の事業と予算は別枠という分かりにくさで、「公園緑地等管理運営事業」のための事業費は3年間で2億3000万円、年平均で7700万円になる。「借地公園の確保と継続をすすめる」とあるが、ではいったい「確保」とは何を意味しているのか？また、この予算は市内全般の公園の保守点検がメインで、積極的に借地公園の買い取りをして確保が行える内容でも予算でもない。

(市の考え方)

借地公園を確保するための財源につきましては、これまでも検討を進めてきており、その受け皿となる基金の在り方の検討も含め、具体策を庁内関係各課で連携しながら検討をしてまいります。

(意見 82)

柳島スポーツ公園について、市長は「競技場でなく公園です」「防災上の役割もある」と説明しているが、予算の出所はスポーツ推進課からで、公園緑地課ではない。

それならば、公園の確保については、巨大クラスターを持つ茅ヶ崎市にとっては防災課から予算を回してもらえばいいし、保育園にとって必要不可欠な場所であることから保育課からも予算を回してもらえばいいし、高齢者などの健康管理からスポーツ推進課からも予算を回してもらえばいいと思う。柳島スポーツ公園以外にも、借地公園にも複数の課から予算をまわしてもらってもよい時代で、素案自体が時代に遅れている。

(市の考え方)

柳島スポーツ公園につきましては、「多様な利用者に対応したスポーツ公園の整備」、「公園緑地機能を備えたスポーツ公園の整備」、「防災機能を備えたスポーツ公園の整備」を基本方針に整備を進めてまいりました。

今後の公共施設の整備に当たりましても、単一の目的のみで施設を整備するのではなく、様々な政策分野間で部局横断的な検討を行い、ひとつの施設に複合的な機能を持たせることで、その施設の効用を最大限に高め、効率的な行政サービスの提供に努めてまいります。

(意見 83)

街路樹は街の緑として重要な役割をはたすものです。多くの街路樹が手入れされないまま放置されています。雑草が植栽帯を覆い街路樹は枯れます。街路樹の意義・位置づけを明確にするとともに、街路樹・植栽帯の管理を十分行ってください。

(市の考え方)

街路樹・植栽帯は、まち中の快適なみどりの空間の保全をはじめとする、市民サービスの一旦を担っているものと考えております。

これまでも、景観や美観に配慮した剪定をするとともに、車や自転車・歩行者が安全

に通行できるように交通安全に配慮した剪定を実施してまいりました。

平成30(2018)年度からは、新たに「提案型民間活用制度」による街路樹等の植栽管理を実施します。民間事業者により、市内の街路樹等を一括して3年間計画的に管理することで、剪定の優先箇所の把握や適切な時期、適切な実施回数での実施など、より効果的な管理を実施し、さらに、複数年にわたり計画的に樹形を整えていくなど、これまで以上に景観や美観に配慮した街路樹の形成を図ってまいります。

今後も、みどりの保全及び安全で快適な環境づくりのため、適切に街路樹等の維持管理を行ってまいります。

(意見 84)

最近豪雨にたびたび襲われるため雨水があふれる道路や地域もあるため雨水の十分な浸透を目指す必要がある。

(市の考え方)

本市では、新設される道路集水桝は全て浸透構造となっておりますが、既設の未浸透構造となっている道路集水桝については、順次浸透構造に改良しております。

その他、市で新たに建設する施設や、民間の土地開発事業を実施する場合には、「茅ヶ崎市まちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」により、雨水を貯留し、浸透させる機能を有する施設を設置することを義務付けております。

(意見 85)

こどものためのボールけりなどができる公園が少ないため子どもが遊べる広場を

(市の考え方)

一般的に公園は、サッカー等のスポーツをすることを目的とはしておらず、そのため高いフェンス等も整備されていない状態であり、近隣の方々から「公園敷地からボールが飛び出し、家の壁や窓に当たる」などのご意見も多く寄せられております。さらに、公園利用者の方々からは、「ボール遊びなどにより危なくて公園に入れない」「あるいは落ちて中に入れない」といったご意見も多く寄せられていることから、幼児が遊ぶ安全なボール遊びなどを除き、他の利用者に危険、迷惑がかかる可能性のあるボール遊びについては、禁止とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、青少年広場については、青少年の安全・安心な居場所づくりの一環として地権者の皆様からご協力をいただき、土地を借用して開設しております。

青少年広場の設置に向けては、広報紙やホームページ等で青少年広場の借用条件をお知らせし、用地提供のご協力を呼びかけたり、現在開設している広場において候補地募集のポスターを掲示したりするとともに、関係各課が連携しながら情報共有を図り、青少年広場用地の確保に努めております。引き続き、新たな青少年広場が必要な地域の優先性を考慮しながら、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる居場所づくりに取り組んでまいります。

(意見 86)

総合計画の新機軸に企業経営感覚を持った行政経営が挙げられています。最小の費用で最大の効果を上げるには重要なことですが、道の駅の計画では、およそ企業感覚とは異なることが行われています。経営形態、販売計画、損益計画、資金計画などが不可欠ですが、市民には示されていません。職員の能力向上が必要です。

(市の考え方)

道の駅につきましては、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「茅ヶ崎市道の駅基本計画」の中で、来場者数及び売上げ予測について、国土交通省等のデータを準用し、その時点での大まかな想定を行っております。現在、指定管理者制度の導入を基本としつつ、現在進めている建築詳細設計の内容を踏まえた売り場面積等の施設規模の反映や、民間の各種データの活用、前面交通量が本市に近い先行事例の実績を参照するなど、各種条件をこれまで以上に精査し、本市の道の駅の実態を見据えた収支予測や、運営の骨子となる事業計画等について検討しております。

今後、道の駅を継続的・安定的に運営するためには、職員の能力向上とともに、時代のニーズを捉えながら、地域経済の活性化に繋がる経営感覚を持った適切な管理運営者を選定することが大切であると考えており、いただいたご意見も参考としながら進めてまいります。

なお、職員の能力向上については、茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針に基づき、様々な研修等の機会を通じて、知識やスキルの向上を図ってまいります。

(意見 87)

施策目標 59 の中に、広報ちがさき等の発行と市ホームページについてです。

度々提案してもまったく変わらない広報ちがさき。各課がこんな事業をしていますと PR 紙としか行政は位置付けをしていません。

待機児童がこの 4 月に解消できそうや総合計画の地区別、テーマ別の話合で出た意見とそれを素案にどのように生かしたか、市民参加条例について認知度が低い状況に行政はどう対応しようとしているか等が広報ちがさきでは扱われていません。こうした根本問題を扱うことが必要です。

そうすると「紙面は限れているので」と言い訳が聞こえてきます。その改善策についても政策提案で出しましたが、無視でした。

基本的に広報ちがさきについて検討してください。市民との議論する場を設けてください。

(市の考え方)

現在広報紙は市の施策やイベントの周知を中心に紙面を構成しております。平成 29 (2017) 年度に行われた市民満足度調査でも「市政情報を知りたい場合、どの広報媒体を利用しますか」という問いに対して 77.8%の方が広報紙を挙げておられます。市民が市政情報を得るための基幹媒体であることを踏まえながら、市民が広報紙に求める情報ニーズがどのようなものであるか把握する必要があると考えております。

これまでは市民の方から広報紙への御意見をいただいておりますが、今後は市から広く市民から御意見をいただくための手法を検討し、広報紙の制作に反映できるよう努めてまいります。

(意見 88)

市ホームページについてです。検索エンジンを改良してください。検索してもヒットしないことを解消してください。

また、細かいことをいいます。事業用にA3つくった表をA4に加工しないそのままホームページ載せないください。文字が小さく見えません。いくつあるか不明ですが、かなりあります。

行政の情報が的確に市民に届くことが、市民と茅ヶ崎市が協働のまちづくりを進める第1歩です。

(市の考え方)

ホームページの検索エンジンには、Google や Yahoo などの検索サービス提供者のシステムを利用する場合と、オリジナルのシステムを利用する場合の2つの場合があり、本市では後者を選択しております。これは、サービス提供者の予告のない仕様変更の影響を避けるため、またよく使われるキーワードや重要なコンテンツを表示しやすくするなど、要望に応じて変更できるという理由からです。

今後もホームページの制作にあたり、利用者の方々が検索しやすい工夫や研究を行ってまいります。より良いホームページづくりには、様々な視点からの御意見をいただくことが重要と考えます。御利用される中で何かお気づきの点がありましたら、市の所管課までお問い合わせください。

また、「事業用にA3でつくった表をA4に加工しないそのままホームページに載せないください。」という御意見につきましては、現在職員向けの研修を行うなどユーザビリティやアクセシビリティに配慮したホームページづくりに取り組んでおりますが引きつづき工夫や研究を行ってまいります。

(意見 89)

ホノルルと姉妹都市になるときに 一般の市民にとって本当にメリットがあると職員がまじめに考えたのか、姉妹都市に維持費がかかることも想定したのか、大変疑問に思う。

(市の考え方)

姉妹都市を含めた都市交流の推進につきましては、茅ヶ崎市総合計画基本構想に位置づけがなされ、「多くの都市やそこに暮らす人々と交流することにより、異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を育てる」ことを目標としております。

姉妹都市締結以前から積み重ねてきたホノルル市・郡との市民交流が継続的に行われるほか、文化やスポーツ、経済、教育、特に国際色豊かな青少年の育成等が見込まれることなど、相互に利益が享受できると考え、ホノルル市・郡と姉妹都市を締結いたしました。

事業費につきましては、交流事業を応援していただける市民の方の寄附やふるさと納税などの財源を活用するため、姉妹都市交流基金を設置する一方、事業のあり方を検証する中で、経費の精査を行っております。

(意見 90)

県道の小出・茅ヶ崎線は下水路のふた状態の歩道が多く危険を感じながら通行している。自転車・ベビーカー杖の人も安心して通行できるように早急に改善を。

(市の考え方)

県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）の側溝蓋による歩道形態は、特に高田地区に多く、道路管理者である神奈川県において、老朽化の著しい側溝蓋は応急工事で補修するとともに、一部側溝蓋の改修工事を実施している状況です。

また、この区間は歩道幅員が狭く、自転車と歩行者が交錯し危険な状況であることは認識しているところでございます。

神奈川県では、歩道を拡幅する予定はないと伺っておりますが、本市といたしましては、地域の皆さまが安全・安心に歩行できるよう今後も関係機関と連携、協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

(意見 91)

P 6 1 地域集会施設を増やす方向のようであるが、公民館の稼働率が約 50 パーセントであることを考えると、新たな集会施設の必要性を感じない。現在ある公共施設の活用の検討をした方が有効な手立てだと思ふ。

(市の考え方)

地域集会施設は、地域における様々なコミュニティ活動やサークル活動の場として、また、まちぢから協議会などの地域の課題解決に取り組むコミュニティの協議、実践の場として活用いただく重要な拠点であり、市内の各地区に順次整備を進めております。

なお、集会施設の整備にあたっては、既存施設の利用状況等を踏まえ、その活用を十分に検討してまいります。

(意見 92)

現在、市で進めている協働推進事業の多くが、NPO、市民活動団体が提案する新規事業が中心であり、総合計画や個別計画に基づいて実施されていないものが散見される。

げんき基金というNPO、市民活動団体等に財政面で支援し、育成していく制度とは異なり、本来、協働推進事業（市民提案型）に対する市民提案は、制度や既存事業の改善や廃止につながるものであると考える。協働推進事業（現状）が、市民活動団体、NPOによるイベント等の事業に偏っているのも、イベントは成果が見えやすく、企画者や参加者の達成感も得やすい。ゆえに短期的な成果主義に陥っているからである。

協働推進事業は、行政が気付かなかった地域の課題をNPO等が発見し、従来と異なる視点で解決していく道筋を開いていくもの。協働推進事業における、市民提案は、行政にはない、提案団体の先駆性、専門性、柔軟性等を活かす点にある。

一方、仮に提案された事業が採択されたとしても、同じ事業の実施期間は、限定される。そのため、期間経過後とともに、終了、規模縮小に追い込まれる。

本来、市民提案は、地域社会の課題解決を目的とするもの。短期的な課題解決が困難で、長期的なサポートが必要なものであるはず。にもかかわらず、協働推進事業が打ち切られることで、本来の目的を達成できる例が少ない。

継続性という長期的視点を欠くという意味で、無責任な事態をもたらしたのは、協働推進事業が、事実上、市民活動支援になっているからである。

行政は「協働の実績をあげたい」、NPO等は、「当面の活動資金を得たい」と考えている。これに短期的な成果主義という傾向があいまって、協働の当事者がいずれも、将来この事業をどう継続・発展させていくかという方策を持ってないことである。

市民提案した事業の継続性の確保は、この方策を制度として構築することが不可決ではないか。一過性のイベント的な協働推進事業や、漫然と継続してきた不要不急な行政サービスを廃止することも視野に入れながらなら、抜本的な改善策が税金を無駄にしないためにも喫緊の課題として認識するべきと考える。

(市の考え方)

協働推進事業は、市民活動団体の特性を生かした市民サービスを創出することで、複雑化する地域課題や、多様な市民ニーズに対して、効果的、効率的に応えることのできる協働型まちづくりを推進するとともに、市民サービスの提供主体の多様化を図ることで、地域全体における市民サービス提供能力を高めることを目的に、平成18（2006）年度より運用しており、行政だけでは対応できない市民ニーズに対して、市民活動団体が自ら持つ先駆性や専門性等の特性を生かして取り組める事業を実施してまいりました。

また、協働推進事業の選考におきましては、提案された事業の緊急性のほか、事業の市民ニーズに応える実現性、収支予算の適正、協働手法として実施する必要性などを、附属機関である茅ヶ崎市市民活動推進委員会に評価を諮問し、答申を踏まえて市長が決定しております。

一方で、ご指摘いただきました協働推進事業実施期間終了後の取扱いにつきましては、平成27（2015）年度に行った協働推進事業の制度見直しにおいて、期間を単年度から原則2年間の複数年事業とすることで、継続性及び安定性の向上を図るとともに、その後の事業展開について、1年目の実施報告に基づく市民活動推進委員会の評価を踏まえ、庁議（市政の運営方針、重要な施策等の審議や協議を行う、市長、副市長等が構成する庁内会議）を経て決定する仕組みを構築し、28（2016）～29（2017）年度実施事業から適用しているところです。

本市といたしましては、第4次実施計画事業として「市民活動団体との協働事業の推進」を位置づけ、引き続き協働推進事業見直し後の仕組みを実施し、制度を定着することで、市政の基軸の1つである「新しい公共の形成」に向けて、多様な主体の自立的活動や行政との連携・協働を通じて担われる市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりをこれまで以上に推進していきます。

(意見 93)

総合計画には、「自立した市民が主体的に活動できる拠点の整備や環境づくり」(p. 322)とありますが、すべての市民が市政及び地域活動に参加する権利を有しており、「自立した市民」との位置づけは市民を選別する危惧を抱かせます。このことを踏まえて表現を適切に改善すること及びそのための施策を位置づけてください。

(市の考え方)

ご指摘いただきました「自立した市民」の「自立」とは、茅ヶ崎市自治基本条例第6条第1項の規定した、市民自らが自治の主体であることを自覚し、強制されることなく自由な意思により、自治を推進するための活動である自治会活動や、NPO活動、ボランティア活動等を通じて、地域における様々な課題解決に取り組む姿を端的に表現したものでございます。

本市では、こうした公益の増進に取り組む市民主体の活動の環境づくりと活動を支援するため、第4次実施計画に「市民活動団体との協働事業の推進」「地域コミュニティ事業」「市民活動サポートセンター管理運営業務」などの事業を位置づけ、市民が自主的かつ自立的に活動することができるよう、様々な制度の運用や、拠点の整備、環境づくり等に引き続き取り組んでまいります。

(意見 94)

職員採用及び昇格の透明性・公正性を確保することは人事政策の根本です。現状さまざまな問題と疑問が指摘されています。公正性・透明性・専門性等を考慮した適切な人事政策の検討・導入を位置づけてください。

(市の考え方)

職員の任用につきましては、茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針に位置づけているところです。職員の採用につきましては、平成18(2006)年度より「脱・公務員試験」を掲げ、人物重視の採用方法を実施しております。また、職員の人事管理につきましては、意向調査(自己申告書)や人事評価の結果等を活用し、公正性・透明性・専門性等を考慮した人事政策を実施しております。

(意見 95)

総人件費の適正化に関する課題については、もっと具体的に今後の行政について検討を望みます。保健所をはじめ中核市、政府の補助金に飛びつく等これらでも人件費に関して検討することが多くあります。そうしたことは検討しないのですか。

(市の考え方)

人件費の適正化に関しては、正規職員の業務補助や繁忙期などの対応として、非常勤

職員や臨時職員の活用をしているほか、働きかたの見直しを進める中でも、正規職員が担う業務の切り分けを行い、非常勤職員や臨時職員の更なる活用を図っております。

平成32年度から会計年度任用職員制度が始まりますと、期末手当などの諸手当や社会保険料の支出が、新たに発生することから、人件費の増加が見込まれます。

今後、会計年度任用職員制度の構築を進める中で、引き続き、臨時・非常勤職員に関する実態調査を行い、あわせてアウトソーシングの可能性について検討を進めるなど、総人件費の適正化に努めていく必要があると考えております。

(意見 96)

123 ページ 茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針の推進について

「あるべき職員の姿」は職員試験の実行です。

また、管理職試験の実行です。

誰でも雇って、後に研修などでその場しのぎをしても、良い市民サービスができるとは思えません。

(市の考え方)

本市の人材育成は、茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針に「あるべき職員の姿」を定めた上で、能力発揮・適性発見の機会づくり（人事管理）として、職員採用や配置管理、昇任管理などの様々なアプローチで人材育成を進めております。

採用試験については、平成18年に「脱・公務員試験宣言」をし、「茅ヶ崎市への思い」を重視し、「やる気」と「コミュニケーション能力」「相手（市民）の立場で物事を考えられること」ができる人材の確保のため、実施しております。入庁後には新採用職員研修のほか、様々な研修や自己啓発の機会を設けており、職員の資質の向上を図っております。

また、昇任や昇格については、現在のところ、管理職への任用にあたり、試験は実施していませんが、地方公務員法に基づく人事評価の結果を活用しながら行っております。

(意見 97)

施策目標：66

事業No.10 自治基本条例を所管する課として、しっかりとしたアクションプランの推進をすること、そのためには職員への周知・啓発はもちろんだが、市民への周知・啓発が記載すべきであり、実施すべきである。ないことに驚く。

(市の考え方)

本市の自治を着実に推進するためには、職員が茅ヶ崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）の理解を深め、自らの業務の中に同条例の基本理念や原則を活かして行くことが重要であると考え、職員に対しては、新採用職員研修のほか、階層別研修を毎年実施しております。

また、4年に1度実施する自治基本条例の検証は、内部検証を実施した後、市民及び学識経験者から意見をいただき、議会への情報提供を行った上で、結果の公表を行いました。

市民への周知・啓発については、アクションプランの毎年度の取組状況や、パンフレ

ット、逐条解説等を市政情報コーナーや市ホームページ等で公表しているほか、自治基本条例の周知啓発のために、広報紙等を活用した PR にも努めているところです。

(意見 98)

施策目標：66

事業No.11 情報公開事務については、自治の基本で市民の権利であるが、情報公開の審査請求は現在1年経っても審査会にかからない状況である。この予算で今後の市民の請求に対応することが出来るのか、疑問である。根本的に公開事務を改善することも必要であるが、必要な審議会や審査会はきちんと開催してほしい。

(市の考え方)

審査請求に対する実質的審理は、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）において、原則として審査請求があった日付の順に行っております。

審理を進めるに当たり、事案に関する情報の整理や関係機関からの情報収集等を行う必要があることから、案件によっては、審査会の答申が出るまでに時間を要する場合もございます。

なお、審議会、審査会につきましては、迅速に審理を進めることができるよう、適切な時期に開催するよう努めてまいります。

(意見 99)

「行政運営における公正の確保と透明性」（行政手続法・条例）は行政運営の基本であり責務です。そのためには、行政運営が適切に記録されていることが必須であるにもかかわらず、大きく立ち後れている現状です。（仮称）公文書管理条例の早期に制定すること、また、それまでの間においても行政運営の記録と管理を適切に行うことを位置づけてください。

(意見 100)

特に今、行政の文章が市民に説明が付くようにプロセスが分かるような保存方法になっていない。市民自治の一番の基本は、情報公開と情報共有である。それがしっかり出来るようにすることは、行政の最も重要な施策と思う。

(市の考え方)

（仮称）公文書管理条例については、平成32（2020）年度の制定に向けた取組として位置付けているところですが、より明確に記載することとします。

また、行政文書の適正な管理については、条例の有無を問わず必要であることから、従前に引き続き研修や日々の指導を行うなど、既に位置付けている行政文書管理事務の中で、より適切に行われるよう取り組みます。

(意見 101)

公文書のあり方が問われている時である。早急な公文書管理条例の制定を望むので、時期及びスケジュールを明確にしてほしい。

(市の考え方)

(仮称)公文書管理条例については、茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プランで示したスケジュールに沿い、平成32(2020)年度の制定に向けた取組として位置付けているところですが、より明確に記載することとします。

◆修正部分の対照表 (P. 388 事業概要)

修正後	修正前
341ページ	338ページ
事業概要 (略)	事業概要 (略)
<u>・公文書管理法の趣旨に則った(仮称)公文書管理条例について、平成32(2020)年度の制定に向けた取組を進めます。</u>	<u>・公文書管理法の趣旨に則り、(仮称)公文書管理条例の制定に向けた検討を行います。</u>

(意見 102)

新しい公共の担い手とはどのようなことで誰が担い手なのか分からない。現在高齢者も一所懸命に生活し自治会の役割も必要であれば担っている目いっぱい担っている。その上に次の世代の人々につなぐべく頑張っている。新たな公共とか新たな地域コミュニティという言葉は地に足がついていない感じがする。

(市の考え方)

現在、地域の方々には、新たな地域コミュニティの取組として、自治会や社会福祉協議会といった各種団体のほか、その地域で活動する全ての人に関わることができ、地域全体のまちづくりに取り組む、地域における総合性を持った組織「まちぢから協議会」を設立、運営していただいております。それにあわせ本市としては平成28(2016)年4月より「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」を施行し、開放性や民主性といった、条例に規定された基準に適合する公益を増進するために活動するコミュニティの認定と支援を行っております。この取組は、まだ始まったばかりではございますが、今ある地域の形を維持、発展させていけるよう、引き続き地域の方々と連携しながら進めてまいります。

(意見 103)

茅ヶ崎市は13地区に分かれているが、その13地区に地区センターを設けてほしい。そこに職員を4～5人はいち、地域を十分知りながら地域の人と協力して地域の必要なことを進めてほしい。コミセンのような単なる貸し館的な施設ではなく地域問題を直に解決する小市役所にしてみたら高齢化問題も解決するのでは？

(市の考え方)

新たな地域コミュニティの取組として、各地区では「まちぢから協議会」を設立、運営していただき、その活動や取組を支援する体制として、市職員を地域担当職員として

配置しております。地域担当職員は、各地区の地域性や課題等を十分把握しながら、地域の方々と協働し、「地域でできること」、「行政ができること」、「地域と行政が一緒になってできること」を常に意識し、様々な課題解決や情報の共有に努めているところです。

また、地域集会施設は、地域における様々なコミュニティやサークル活動の拠点として、さらに、まちぢから協議会などの地域の課題解決に取り組むコミュニティの協議、実践の場としてご活用いただくなど、地域の皆様にご利用いただいている重要な施設と認識しております。併せて、地域住民が組織する管理運営委員会やまちぢから協議会などの当該施設の管理運営団体には、単なる貸し館機能にとどまらず、コミセン祭り等の自主事業の企画、実施も担っていただいております。

なお、ご意見にあります、小市役所につきましては人員の配置等に課題があり、設置は困難であると考えます。まずは、既存の施設を有効活用しながら、新たな地域コミュニティの取組を推進し、地域との連携強化に努めてまいります。

■茅ヶ崎市経営改善方針（2017年度版）全般に関する意見（5件）

（意見 104）

経営改善計画は、茅ヶ崎市自治基本条例にのっとってつくられ、検証されなければならないと考えます。このことは「法にもとづく行政」の根本問題です。まず、この立場から経営改善計画のあり方について、原点に返って市民参加による抜本的見直しを求めます。

（市の考え方）

市では、市民参加条例に基づき、条例の制定や計画の策定段階等において適切に市民参加を実施することを位置付けております。

また、自治基本条例第14条第1号に基づき、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めることとしております。

経営改善方針については、第2次実施計画策定時より、実施計画と一体的に策定することとしており、全ての実施計画事業を行政改革の対象としております。その進行管理にあたっては前年度の財政状況及び行革重点推進事業の進捗状況、行革効果額等について明らかにするため、進捗状況報告書を作成するとともに、行政改革推進委員会にて審議を行っております。当該委員会での意見を踏まえて完成した報告書については、ホームページ等において公表しております。

今後策定を進めていく次期総合計画における経営改善方針の策定にあたっては、市民の皆さまのご意見をお聞きする機会を設けるとともに、いただいたご意見を踏まえ、多角的かつ総合的に検討を進めてまいります。

(意見 105)

経営改善方針については、茅ヶ崎市の根幹の問題です。それなのに、市民と議論する場ありません。

こんな大事な問題を行政は積極的に議論の場を設けるべきです。

(市の考え方)

経営改善方針（2017 年度版）の策定にあたっては、行政改革推進委員会で審議等をいただいたほか、総合計画第 4 次実施計画策定に向けた地区別懇談会、政策領域ごとの分野別懇談会を開催し、延べ 248 名あまりの市民・関係団体の皆さまにご参加いただき、第 4 次実施計画及び経営改善方針（2017 年度版）に係るご意見を 169 件いただきました。

今後といたしましては、経営改善方針（2017 年度版）の進捗状況報告書についてホームページ等での媒体を活用しながら周知に努めるとともに、今後策定を進めていく次期総合計画における経営改善方針の策定にあたっては、市民の皆さまのご意見をお聞きする機会を設けるとともに、いただいたご意見を踏まえ、多角的かつ総合的に検討を進めてまいります。

(意見 106)

行政改革は、今や情報公開や行政評価とともに生き残りのための当然の作業であろう。

行政は現在の激しい変動・変革の時代についていけないとすれば、そこには当然種々様々な具体的な問題とその解決のための改革が必要になってくるが、その問題とは何かということをも市民・議員・職員が体感しているか否かがとても大切な課題だ。行政改革を本当に実効性のあるものにするためには、その感度をあわせもつ職員の資質そのものが成果に反映すると言えるのではないか。

行政改革を個々の職員が考えるということは、自らの仕事の見直しであり、意識の見直しであると言える。

しかしながら、どんなに高らかに改革論を唱えても、行革が進まないのは何故か。

(意見 107)

さらに大きな改革阻害要因がるとすれば、それは行政組織の体質ではないか。仮に改革意識が高い職員がいても、上司の問題意識がなければ、職場での議論どころか、意見さえ通っていかない。有能な職員は、逆に評価されなければならないのに、「出た杭」扱いになってしまう現実がある。組織というフィルターが行革的発想を阻害している。職員が自分の提案を取り上げてもらえないという不満を耳にすることは少なくない。行革を実行するためには、行革発想を取り入れる新たな仕組みと意思決定の位置づけ等の見直しを図られるべきと考える。行革を実施する担当部署が横並びの担当課では、指揮命令は及ばない。

また、自らの改革は自分の部署ではやりにくいという点もあるだろう。いくら改革を意識しても、自分では、切れないしがらみや感情もそこには大きく存在する。結果問題の先送りという現実を導く。前向きで有能な職員がいても、それを活かす組織や仕組みがないことが、行政の進化を阻んでいる。同時にそこには政治の介入も見逃せない現実がある。

「行政のマネジメント改革」が唱えられてはいるが、この新しい方法論をもってしても、行政改革は容易ではないだろう。なぜなら、行政は自らが直面する課題のすべてについて自律的に意思決定ができないばかりか、職員が改革に臨むインセンティブも乏しい。今回の市立病院薬品横領事件でも明らかなように、不祥事の発覚など、行政を揺り動かす強い衝撃の後にやっとマネジメント改革が始まるのが現状である。

本来、マネジメント改革とは、成果がすぐに出るものではなく、持続的な営みであり、日常の仕事のやり方や税金の使い方であるはずだ。言うならば、行政の組織文化の変革が求められているということだろう。その取り組みの方向性が明確に認識されていなければ、いくら改革を重ねても追いつかないだろう。

「何を改革する」だけではなく、「如何に改革するか」という両者を合わせ持つ取り組みが今後の改革を推進する鍵になるのではないだろうか。

(市の考え方)

「1 経営改善方針（2017 年度版）策定にあたっての考え方」にも記載しているとおり、本市を取り巻く状況の変化に対応するためには、行政改革の推進が何よりも必要であると捉えております。この認識の下、平成 29（2017）年 2 月には C3 成長加速化方針を策定するとともに、29（2017）年 4 月には本市組織に行政改革推進室を設置し、これまで以上に行政改革の推進を図ってまいりました。

ご意見のとおり、さらなる行政改革の推進のためには、職員一人ひとりが適切な課題認識を持って、これまでの仕事の見直しを図っていく必要があります。

このため、本市では生産性の向上を通じたワーク・ライフ・バランスの実現、職員のやりがいの向上を目指して、28（2016）年度から 30（2018）年度までの 3 年間で「働きかたの見直し」に向けた取組を進めているところです。この中では、管理・監督職に必要な能力の向上を図るための意識改革、コンサルティング会社からの助言を踏まえて仕事の進め方を見直しを行う行動改革といった取組のほか、29（2017）年度には若手職員により構成される「働きかたの見直し検討プロジェクトチーム」を設置し、ボトムアップによる組織の変革に向けた取組を実施いたしました。

このような取組によって、業務の効率化等に向けた職場内対話が活性化するなど、これまで以上に、仕事の進め方を見直し等に関する全庁的な機運が高まっております。この職員間の意識や機運の高まりなどを一過性のものとすることなく、組織への定着を図って

いくことで、さらなる行政改革の推進が図れるものと認識しております。

(意見 108)

H30. 1. 25 開催 H29 年度茅ヶ崎市行革推進委員での意見等は今パブコメで発表しないのですか。議会のみですか？

(市の考え方)

平成 29 (2017) 年度第 4 回茅ヶ崎市行政改革推進委員会においては、「茅ヶ崎市経営改善方針 (2017 年度版) (素案) について」を議題とし、委員の皆さまにご審議いただき、情報化の推進に関するご意見や、体裁に関するご意見等を頂戴いたしました。

これらにつきましては、意見内容を精査の上、パブリックコメント終了後の段階で反映を図ることとし、パブリックコメント資料の中には記載いたしませんでした。

■経営改善方針 (2017 年度版) 策定にあたっての考え方に関する意見 (19 件)

(意見 109)

現在の総合計画には、形骸化した市民参加によって市民のくらしや意見を十分踏まえず行政に都合よくつくられた部分を少なからず含んだものとなっていると考えます。そのことは、「身の丈」に合わない大規模施設の相次ぐ建設であり、行政の都合を優先した非効率的な行政運営となって表れています。このような総合計画が掲げる「時代に即した行政経営の基本方針」は、表面的なものであり、自治体の責務を回避するものとして抜本的な再検討を要すると考えます。

(市の考え方)

本市における公共施設や社会インフラ等は、多くが昭和 50 年代に整備されたもので、市民の安全・安心を確保するためには、計画的に更新をしていく必要があります。そのため、市民の皆さまと議論したうえで策定した「公共施設整備・再編計画」に基づいて、必要な整備を適切な時期に行っております。加えて、平成 28 (2016) 年 3 月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、建築物系公共施設と道路や下水道などのインフラ系公共施設の今後 40 年間の将来更新費用を試算し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めております。これらの計画に基づき、公共施設の整備や管理において、将来世代に過度な負担を残すことがないように、維持管理経費等を含め、トータルで検討してまいります。

また、第 4 次実施計画の策定にあたっては、現行の総合計画の最後の実施計画となることから、政策及び施策目標の達成に向け、既存事業を着実に推進することを基本とするとともに、全ての事業について、その必要性や妥当性を改めて確認したうえで事業手法の見直しを行い、民間に委ねた方が効果的かつ効率的であるような事業については積極的に民間に委ねるなど、経費の見直しに努めました。

なお、厳しい財政状況の中、限られた資源を有効活用するため、超高齢化や今後迎える人口減少に対応するための取組である「子育て支援策」「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「豊かな長寿社会の実現」に係る取組のうち、特に緊急度の高い事業を優先するなど、選択と集中の観点からの事業採択に努めました。

実施計画の事業採択に係るこれらの考え方を踏まえるとともに、扶助費等の増大をはじめとした経費の増加等の状況に適切に対応していくために C3 成長加速化方針を策定

し、取組を進めております。

これらの取組を通じて、「地域の経営主体」として責任ある行政経営を行い、持続可能な基礎自治体としての機能を維持していくように努めてまいります。

(意見 110)

基本コンセプトの「新しい公共」は、行政責任の回避あるいは市民への転嫁を意味するものとして根本から見直すべきです。

(意見 111)

市政運営は、「新しい公共」論ではなく自治基本条例の基本理念である「市民自治」(第4条)及びこれを実現するための行政運営の基本原則(第12条)にもとづいて行われるべきです。それは、形骸化した市民参加を改善し、市民の意見を反映した市政運営としてその領域を拡大し、質を高めていくことをめざすところに真の公共性があるはずで、それが憲法と法(条例)にもとづく行政のあり方です。「新しい公共」を見直してください。

(市の考え方)

行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについて、積極的に民間に委ねるといった事業実施主体の最適化を図り、新しい公共の形成を推進することは、厳しい財政状況下にあっても、本市が安定した市民サービスを提供する基礎自治体として持続していくために重要であるものと認識しております。

総合計画基本構想においては、市民サービスの提供主体となりうる民間団体や民間企業など、多様な主体の自立的活動や行政との連携・協働を通じて担われる市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりを進めることとしているところですが、各事業の実施に関する責任については、行政が果たすべきものであると認識しております。

市民参加につきましては、自治基本条例に定めており、市政は、市民の参加の下に運営されることを基本原則としており、その市民参加の方法や参加しやすい環境の整備などの具体的な内容については、市民参加条例に定められています。

これら条例の趣旨を踏まえ、より多くの市民の皆さまに参画いただくため、今後とも様々な手法を用いて市民参加の場及び機会を確保し、いただいたご意見を市政に反映させるよう努めてまいります。

(意見 112)

財源問題について。前2項で触れた「身の丈」を著しく上回る大規模公共施設の相次ぐ建設が財政を圧迫してきています。市民生活と地域課題に密着した落ち着いた自治体にとってより本質的な施策に転換することによって財政運営を健全化する必要があります。また、市政運営において、市民の意見をしっかり反映させることが結局は持続可能な社会の必須条件であることを全職員のものとするのが求められています。このことを位置づけてください。

(市の考え方)

本市における公共施設や社会インフラ等は、多くが昭和50年代に整備されたもので、市民の安全・安心を確保するためには、計画的に更新をしていく必要があります。その

ため、市民の皆さまと議論したうえで策定した「公共施設整備・再編計画」に基づいて、必要な整備を適切な時期に行っております。加えて、平成 28（2016）年 3 月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、建築物系公共施設と道路や下水道などのインフラ系公共施設の今後 40 年間の将来更新費用を試算し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めております。これらの計画に基づき、公共施設の整備や管理において、将来世代に過度な負担を残すことがないように、維持管理経費等を含め、トータルで検討してまいります。

また、第 4 次実施計画の策定にあたっては、現行の総合計画の最後の実施計画となることから、政策及び施策目標の達成に向け、既存事業を着実に推進することを基本とするとともに、全ての事業について、その必要性や妥当性を改めて確認したうえで事業手法の見直しを行い、民間に委ねた方が効果的かつ効率的であるような事業については積極的に民間に委ねるなど、経費の見直しに努めました。

加えて、厳しい財政状況の中、限られた資源を有効活用するため、超高齢化や今後迎える人口減少に対応するための取組である「子育て支援策」「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「豊かな長寿社会の実現」に係る取組のうち、特に緊急度の高い事業を優先するなど、選択と集中の観点からの事業採択に努めました。市では、市民参加条例に基づき、条例の制定や計画の策定段階等において適切に市民参加を実施することを位置付けております。

また、自治基本条例第 14 条第 1 号に基づき、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めることとしております。

職務を遂行するにあたっては、基本姿勢として両条例を遵守することとしており、今後とも公民連携の推進をはじめ、市政運営にあたっては、条例の趣旨を踏まえて取組、市民や受益者の負担に対するサービスの価値の最大化を追求するとともに、民間のノウハウを生かし、まち全体が持続的に発展できるよう取り組んでまいります。

（意見 113）

公共施設利用の「受益者負担の適正化」は言葉としては分かりますが、「適正化」の基準が明確ではありません。見直し結果ができれば分かりやすく説明してください。受益者が負担する費用の内訳は何か、費用全額受益者が負担するのか、施設の建設費や維持管理費などは施設ごとに異なるので、利用料も施設ごとに異なるのか、等々。

「受益者負担の適正化」はこれまでは利用者の負担が適正でなかったということで、施設の利用料引き上げの口実に利用している印象を受けます。市民に現状の厳しい財政状況を分かりやすく説明し、利用料の引き上げは施設の継続的な維持管理のためにやむを得ない財政措置であることを説明して市民の理解を求める方が、市民の信頼をえることができる行政なのではないでしょうか。

秦野市、川崎市、横須賀市などの県下の他市では、人口減少により近い将来財政的に公共施設の維持管理が困難になることを市民に理解してもらい、公共施設の廃止・統合を進めています。茅ヶ崎市もいずれそのような時期を迎えると思いますが、そのためにも財政について市民の理解を得ておく努力が求められます。

(意見 114)

(茅ヶ崎は変ることができる) 当然と思う。標語だけは、しかし外注(アウトソーシング)等中心すすめ、使用料を値上げするというのであれば、上記委員会で市が検討していくと言ったことと矛盾するし使用料値上げ等についても更なる検討と市民参加で決るべきと思う。

(意見 115)

受益者負担と言っても(適正化)、何をもって適正と言うか。市民参加で決るべし。このことが10年も20年も…先進的にすすめたところは市民の利便性やリサイクル等を積極的にすすめそして市民参加で決めていると思うので具体的に表記を。

(市の考え方)

限られた経営資源の中で、将来にわたって市民の皆様にあ愛される施設として運営していくためには、利用される市民の皆様へ、使用料として一定のご負担をいただくことも必要となるものと考えており、「茅ヶ崎市公共施設白書」の中では、それぞれの施設のおおよその公費負担と受益者負担の額を明らかにしているところです。

また、本市の公共施設は老朽化に伴う更新費用の増大によって、今後の財政に大きな影響を与えることが懸念されており、公共施設の将来に渡るマネジメントの礎となる基本的な方向性を整理し、「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」として取りまとめているところです。

施設の使用料については、安価であればあるほど利用者にとっては喜ばしいものですが、使用料がサービスの提供に要する経費を下回る場合には、不足分については、公費、つまり税金で賄うこととなるため、サービスを受けない方に対しても、費用のご負担をお願いすることとなり、最終的には、市民の皆様全体のご負担になることとなります。

施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性を確保するためには、運営や維持管理に係る経費を明らかにした上で、施設の受益者負担の原則に基づき、施設を利用される方にご負担いただく受益者負担と施設を利用されない方にもご負担いただく公費負担の割合についての考え方を明確にすることの必要性は認識しているところでございます。

現在の経営改善方針(2015年度版)の取組としては、「公共施設の適正管理・受益者負担の適正化」を重点事項として位置付け、改めて使用料の見直しについて検討した結果、まずは適正な受益と負担に基づく使用料の減額と免除の見直しに係る考え方をまとめることとし、平成29(2017)年2月に「使用料等の減額免除の見直しについて」を策定しました。

いずれにいたしましても、使用料を見直すことにより、現行の使用料や近隣の類似施設と著しく差が生じるといったことにより、施設を利用される市民の皆様へ、少なからず影響が出るといったことも想定されることから、使用料の見直しにあたっては、施設を利用される市民の皆様さまとの意見交換を実施する等の丁寧な対応を進めてまいりたいと考えております。

(意見 116)

経営改善方針(素案)の抽象的な文言で本当に行政改革ができるのですか。これまで達成できたことも「分かりやすく」まとめることです。

(市の考え方)

経営改善方針に位置づけられた行革重点推進事業につきましては、個々の取組の成果を把握するために「行革効果額」を可能な限り算出し、数値化した目標値に基づいて取組を進めることとしております。

また、位置付けた行革重点推進事業に係る年度ごとの進捗状況につきましては、取組結果を報告書として取りまとめて毎年度公表しており、このことをもって成果及び効果を明らかにしております。

進捗状況報告書の取りまとめに際しましては、市民の皆さまにとって、より分かりやすい記述となるよう努めるとともに、行革重点推進事業の適切な進行管理を通じた、効率的・効果的な行政運営を推進してまいります。

(意見 117)

経営改善方針のなかで①事業主体の最適化に関する課題、②総人件費の適正化に関する課題、③外郭団体の経営改善に関する課題、この3点が残されているとなっております。本当ですか。

この文言を読んでも、なぜ残されたかわたしに分かる説明になっていません。

(市の考え方)

事業実施主体の最適化につきましては、厳しい財政状況の中、社会経済情勢の変化等に対応し、市民サービスの水準の維持向上を図るためには、より一層の公民連携手法の活用を活用することにより、行政の担うべき役割を重点化しなくてはならないと認識しております。

総人件費の適正化につきましては、国からの権限移譲や新たな市民ニーズに対する負担増に対応するため、時間外勤務の縮減が図れず、職員も増員傾向にあることから、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスへの配慮といった観点からも、働きかたの見直しを継続するとともに、徹底した定員管理及び臨機応変な組織体制の構築に努めなければならないと認識しております。

外郭団体の経営改善につきましては、各団体の経営状況を検証し、あるべき姿までの道筋をつけたとは言えないことから、アウトソーシングの実施や自主事業に対する補助金や運営費補助といった支出の見直しなど、指定管理業務等に依存しない経営体制を確立しなければならないと認識しております。

このような課題認識を持った中で、経営改善方針（2017年度版）においても、これまでと同様、全ての実施計画事務事業を経営改善方針の対象とするとともに、C3 成長加速化方針において示した考え方を強く意識し、本市における行政改革を引き続き推進していきます。

(意見 118)

事業主体の最適化に関する課題については、民間発注等をなるべく抑え、行政で取り組んでという説明のようです。つまり、民間に発注等できないことを民間に委ねるといふ発想にムリがあります。

「新しい公共の形成」をするというのですが、これもムリでしょう。

(市の考え方)

これまでと同様、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについて、積極的に民間に委ねるといった事業実施主体の最適化を図り、新しい公共の形成を推進することは、厳しい財政状況下にあっても、本市が安定した市民サービスを提供する基礎自治体として持続していくために重要であるものと認識しております。

このような認識のもと、総合計画基本構想に位置付けた新しい市政の基軸の 1 つである「新しい公共の形成」を実現するため、今後とも事業実施主体の最適化を推進してまいります。

(意見 119)

外郭団体の経営改善に関する課題については、本当見直しするのですか。団体には「市がいろいろ言うが、これまでどおりできる」という考え方がないでしょうか。市は本気ならこれまで緩やかな対応でなく、期限切り対応することです。そうしないといつまでも残された課題となると思います。

(意見 120)

外郭団体の経営改善にアウトソーシングの実施や自主事業に対する補助金や運営費補助といった支出の見直しなど、指定管理業務等に依存しない経営体制を確立がうたわれています。しかし、(6)の方針には、指定管理者の公募化があげられています。私には外郭団体の組織・人材(元市職員の任用)から考えて、指定管理者の公募を行っても経営改善にはあまり効果がないと思われまます。むしろ、外郭団体の役割が市民ニーズ(福祉・医療など)に対応する団体か市民の欲求(趣味など)に対応するための団体を区別して、補助金や受益者負担などを考えた経営改善がよいと思います。

(市の考え方)

本市では、平成 25 (2013) 年 3 月に各団体の自立や経営改善、これまで以上の一層の効率的・効果的な経営体制を確立するための取組の内容を示すとともに、市としての外郭団体への関与のあり方について明示した「外郭団体見直し基本方針(改訂版)」を策定し、各団体の改革方針を明らかにしました。各団体においては、財務諸表等の基礎情報や評価指標、3 年間に取り組む事業や経営改善の取組を明らかにした経営計画を策定するとともに、取組事項の実績や進捗状況等について毎年度経営報告書を策定することとしております。

こういった取組に加え、市からの補助金に依存しない経営基盤の確立や、民間企業との競争に耐えうる経営体制の確立など、真に自立した外郭団体の姿を目指して、29 (2017) 年 2 月に策定した C3 成長加速化方針における取組の一つである「外郭団体への支援策等に関する見直し」の位置付けのもと、それぞれの団体との議論を重ね、各団体が抱える課題等についての整理を行っているところです。

外郭団体の一つである、公益財団法人文化・スポーツ振興財団については、公益財団法人であることを踏まえた上で、当該団体が取り組むべき事業の検討や人材育成等、改革に向けた一定の考え方のもと、取組を進めていくこととしており、それらの結果としての平成 35 (2023) 年度以降の指定管理期間における公募化を見据えながら、主体的に改革を推し進めることとしております。

今後におきましても、外郭団体の設立趣旨や役割等に鑑み、各団体が最大限にその力を発揮し、市民のみなさまにもご理解をいただけるとともに、民間との競争にもしっかりと

対応していくための自立した経営体質の確立に向けて取組を進めてまいります。

(意見 121)

この中で、「新しい公共の形成」の実現に向けてより一層の公民連携を唱えているが、これまでの指定管理者制度、協働推進事業等の制度等を真剣に見直し、検証してきたのだろうか。今回の改善策ではその姿が見えない。

(市の考え方)

行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについて、積極的に民間に委ねるといった事業実施主体の最適化を図ることは、厳しい財政状況下にあっても、本市が安定した市民サービスを提供する基礎自治体として持続していくために重要であるものと認識しております。

本市における公民連携の手法である指定管理者制度や協働推進事業につきましては、実施に際して参照すべき考え方やルール等を取りまとめ、それらに基づいて事業実施しております。社会情勢や市民ニーズの変化等に伴う、考え方等の見直しに際しましては、設置している附属機関におけるご意見等を踏まえて行っているところです。

また、近年の新たな取組といたしまして、平成 29 (2017) 年度より提案型民活用制度自由提案型を開始いたしました。この制度は、原則としてすべての事務事業を対象として委託化すべき事業の提案を市民・民間団体や民間事業者から受け付ける新たな試みとなっております。

今後につきましても、公民連携に係る各種手法において、社会情勢等の変化に適切に対応していくための見直しに取り組んでまいります。

(意見 122)

まずは、既得権益である。これは市民団体、議員、職員すべてに言える。そして日常の変化を望まないという意識である。

公共施設を経費縮減と民間活用を唱え、指定管理者制度を導入して久しくなるが、結果その制度も形骸化し、経費は増えるばかりで、管理運営に対する監査も十分とは言えない。そればかりか、運営団体にとっては既得権としての保身に走っている現状がある。ましてや条件付きの公募化では、随意契約と変わらないばかりか、管理団体を保護しているようにさえ見える。

リノベーションがされつつある市民文化会館も、単なる鑑賞事業にとどまらず、芸術文化の普及・育成、市民交流の促進につながるようなあらたな発想と企画力が求められている。

今後、利用者の目線からの意見や提案を積極的に取り入れながら、魅力ある展開が図られるのだろうか。今回の単に補助金や運営費補助といった支出の見直しだけでは経営改善が出来るとは思えない。ましてや、改革が迫られる外郭団体が、職員の再任用の天下りポストでは当然期待はできない。

全ての実施計画事業を経営改善の対象とするところがあるが、事業内容を丁寧に検証することなく、補助金や運営費補助の見直しだけで、改善することは困難である。

(市の考え方)

公民連携手法のひとつである指定管理者制度は、民間の能力を活用しつつ、市民サービ

スの向上と経費の縮減を図ることを目的として、地方公共団体が指定する法人や民間事業者等に公の施設の管理、運営をしていただく手法であります。本市では平成 16（2004）年度から同制度を導入しており、29（2017）年 4 月現在 90 施設で実施をしております。

指定管理者制度の運用に当たりましては、施設の効用を最大限に引き出すことを通じて、市民の共有財産である公の施設の価値を高め、市民の福祉を向上させることを目指す必要があることから、指定管理者制度導入施設については、その管理運営状況について毎年度検証を行っているところでございます。

この検証作業は、「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」に基づき、指定管理者が市と締結をした協定書に従い、適正なサービスが提供されているかといった視点から、事業報告書による業務の実施状況や収支状況の確認、利用者アンケート等の活用により行っているところでございます。

これらの検証結果につきましては、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング報告書」として公表しておりますが、これらを経年比較した中でも、全体の傾向として、開館日、開館時間の拡大やイベントの増加等による市民サービスの向上、維持管理コストの縮減などの効果が確認されており、指定管理者制度導入の目的はおおむね達成できているものと認識をしております。

また、「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」の中では、指定管理者の募集にあたっては、指定管理者制度の趣旨を考慮し、広く一般から募集する公募を原則とするものの、法人等の設置目的と施設の設置目的・機能が一致するような施設で、その法人等が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できるとき等については、経過措置として一定の期間非公募とすることができるものとしている一方で、多様な民間事業者が参入している現状において、外郭団体等、非公募にて指定管理者として選定している点については、市としても課題として認識しているところです。こういった状況に対して、市からの補助金等に依存しない経営基盤の確立や、民間企業との競合に耐えうる経営体質の確立など、真に自立した外郭団体の姿を目指して、29（2017）年 2 月に策定した C3 成長加速化方針においては「外郭団体への支援策等に関する見直し」を取組の 1 つとして位置付け、それぞれの団体との議論を重ね、各団体が抱える課題等についての整理をまさに現在行っているところです。

今後におきましても、外郭団体の設立趣旨や役割等に鑑み、各団体が最大限にその力を発揮し、市民のみなさまにもご理解をいただけるとともに、民間との競合にもしっかりと対応していくための自立した経営体質の確立に向けて取組を進めてまいります。

(意見 123)

「時代に即した行政経営の基本方針 2017C3 成長加速化方針」

C3 ちがさき キャン チェンジ とは、あまりに市民をばかにしています。

「茅ヶ崎は変わることができる」というのでしたら、市民が市政に参加できるように、茅ヶ崎市の庁内が変わらなければ、「C3」とはなりえません。

(市の考え方)

これまで本市においては、自治基本条例及び市民参加条例の趣旨を踏まえ、より多くの市民の皆さまに参画いただくため、パブリックコメント手続のほか、様々な手法を用いて市民参加の場及び機会を確保し、様々なご意見を頂戴してまいりました。

今後とも市民参加をしやすい環境の整備に努めるとともに、実施にあたってはより多

くの市民の皆さまに参加いただき、多様なご意見を頂戴できるよう、積極的かつ効果的な情報発信等に努めてまいります。

(意見 124)

C3 というが、弱者の補助の切り捨てと広告収入、これで変われると思えない。

(市の考え方)

C3 成長加速化方針につきましては、いかなる状況下においても本市が安定して成長し続けるために、従来の事務事業及びその進め方を変革し、成長のための原資の創出を加速化させるため、策定したものです。

この中では、具体的に「持続可能な体制に向けた各種制度の見直し」、「外郭団体への支援策等に関する見直し」、「受益者負担の適正化に関する見直し」、「時代に即した行政経営を行うための働きかたの見直し」を取り組むメニューとして位置付け、これらの見直しによって他に行うべき事業への財源を生み出していくこととしております。

このうち「各種制度の見直し」につきましては、将来的に大幅な増加が見込まれる扶助費や、制度発足から長い期間が経過しているような補助金等について、その必要性を明らかにするとともに、時代の流れにそぐわないものは精査を行い、積極的に見直しを図ることとしたものです。

検討にあたっては、当該補助金等における公的関与の必要性を十分に精査するとともに、補助の対象となる関係団体や市民の皆さまと意見交換を実施する等、丁寧かつ慎重に検討を進めてまいります。

(意見 125)

… (C3 成長加速方針) も、もう少し分りやすく書けないですか。

(意見 126)

C3 成長加速化方針・・・4つの取り組みメニューが重要なのであって、C3 (Chigasaki Can Change) のような市民にすぐに理解できないような略語は使わない方がよいと思います。

(市の考え方)

C3 成長加速化方針という名称につきましては、「Chigasaki Can Change (茅ヶ崎は変わることができる)」というメッセージ性を込めるとともに、より皆さまの記憶に残るよう、覚えやすい名称を意識して策定いたしました。

内容といたしましては、本市職員一人ひとりが意識すべき「これからの行政経営の基本姿勢」及び取り組む具体的なメニューを位置付けたものとなっております。

本方針における考え方を踏まえ、本市においては個別具体的な事業の見直しの検討を進めているところですが、見直しを実施することとしたものにつきましては、見直し内容の直接的な当事者となる方々をはじめとして、市民の皆さまからのご意見をいただきつつ、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

(意見 127)

「3C」は市でどのように決めたのですか。

(市の考え方)

今後も扶助費等の社会保障関連経費の大幅な増加が見込まれる中、歳入の大きな伸びが将来的にも期待できないという課題認識を起点とし、第4次実施計画及び経営改善方針(2017年度版)、次期総合計画の策定作業を見据え、これまでも継続して取り組んできている事項について、取組をさらに加速化するため、平成29(2017)年2月に総務部、企画部、財務部の三部局が一体となり、庁内の方針として策定したものです。

策定にあたっては、庁内の会議体である茅ヶ崎市行政改革推進本部において検討・決定するとともに、29(2017)年2月には全員協議会において茅ヶ崎市議会への報告を行っております。

■経営改善方針(2017年度版)の着実な推進に向けてに関する意見(1件)

(意見 128)

同委員会は同日の委員会で委員より「過年度の点検(チェック)が必要ではないか」の間に委員長は先を見て(先年)進める旨の発言がありそのまま時間前に終了した。このことはPDCAは反すのではないかと思う。

このことを市長にお聞きしたところ、委員会も審議会も整理してきているものもあるので検証していく旨の発言があったと思う。

(市の考え方)

経営改善方針(2017年度版)につきましては、総合計画第4次実施計画の計画期間である30(2018)年度から32(2020)年度までの期間において、行政改革に資する取組を「行革重点推進事業」として位置付けを行い、計画期間中に取り組んでいく内容を取りまとめたものです。

同方針を策定するに当たりましては、PDCAサイクルの考え方に基づき、28(2016)年度から現在に至るまで取組を進めている経営改善方針(2015年度版)における取組の進捗状況や課題認識等を踏まえるとともに、位置付けた行革重点推進事業の進捗状況につきましては、計画期間である30(2018)年度から32(2020)年度の毎年度ごとに進捗状況報告書を作成し、取組の成果・効果を明らかにすることとしております。

■事業総括表(重点事項別行革重点推進事業一覧)に関する意見(4件)

(意見 129)

3年間の行革効果に記載のないものが多いが、記載のないものにはどのような効果を期待しているのでしょうか。

(意見 130)

行革効果額を千円単位でなく、一円単位で記載している意図は何ですか。

(市の考え方)

行革効果額については、可能な限り数値化した上で位置づけを図っているところですが、指標の性質上あるいは取組の進捗見込み等の理由から、現時点では行革効果額として数値化がなされていない行革重点推進事業もあります。

これらについては、行革効果額の算出にまでは現時点で至っておらず、研究や検討といった段階にとどまっているものの、「経営改善方針に位置付けることにより着実な進行管理を図ること」を目的として、積極的な位置付けを行うとともに、それらに対する適切な進行管理のために、事業進捗に係る目標設定を可能な限り行っております。

行革重点推進事業に位置付けた取組を進めていくにあたっては、具体的な目標数値としての行革効果額をしっかりと設定して「見える化」を行い、取組を進めていくべきであると認識しております。

そのため、現時点では行革効果額の算出が困難なものについても、取組の進捗状況を踏まえ、行革効果額が算出可能となった段階においては、年度ごとの進捗状況報告書の作成時において行革効果額を計上していくように努めます。

なお、行革効果額の記載につきましては、行革効果額の推計をより精緻に行うことが取組に対する適正な評価に繋がるとの認識から、1円単位まで推計できた行革重点推進事業については、そのまま記載することとしました。

(意見 131)

P. 120にある「地球温暖化対策の進行管理・策定事務」の環境基本計画への統合は賛成です。今後は環境審議会で進行管理をすればよいので、地球温暖化対策推進協議会（審議会と同等位置付け）は廃止してください。

(市の考え方)

地球温暖化対策実行計画に位置づけている施策は、環境基本計画との重複が多く、それぞれの計画で進行管理を行っていることから、事務局の業務についても一部重複していることが課題であると認識しております。

これら2つの計画は改定が同時期であることから、改定に向けては、地球温暖化対策実行計画を環境基本計画に統合することについて検討を進めるとともに、改定後の計画の進行管理の検討の中で、温暖化対策推進協議会のあり方についても合わせて検討してまいります。

(意見 132)

取組む必要性の「ごみ処理に係る費用負担の不公平感の是正」とは何ですか。また、全く検討していないのに戸別収集と有料化を合わせて検討する理由は何ですか。

(市の考え方)

ごみ処理については、基本的に税金でまかなわれております。電動生ごみ処理機やコンポストを使って生ごみを一生懸命に減らすなど、ごみ減量に手間や時間または費用をかけている人と、ごみ減量に何ら努力や工夫をしない人との間にある不公平感を、ごみ処理有料化によって是正できます。ごみ処理有料化とは、ごみ処理にかかる費用について応分の負担を求めていくことであるため、ごみを出せば出した分だけ負担をし、ごみを減らせばその分だけ負担が減る、というごみ減量の努力が報われる仕組みであり、費用負担の公平性を確保できるものです。

また、戸別収集については、カラス被害や不適正排出等ごみ集積場所の管理に関する問題が日常的に市民を悩ませていることから市民の関心も高く、調査研究していく必要がある施策と考えています。

しかしながら、有料化と戸別収集とを併用して実施している県内の先行自治体での実施状況を調査した結果、戸別収集には有料化による手数料収入以上の経費がかかっており、戸別収集を単独で実施することが財政的にも困難なことから、この2つに事業を合わせて検討することとしております。

■パブリックコメントの実施に関する意見（14件）

（意見 133）

概算事業費は主な事業の名称と事業費を記載しているとしているが、「その他」が事業費の多くを占めており、主要事業が何かわかりにくい。

（意見 134）

3年間の目指すべき方向性と各課の施策目標ごとに主な実施計画事業と予算が記載されていますが、計画実施事業予算と各課の予算総額とに大きな違いがあります。本編には各課の計画事業一覧がありますが、概要版には一覧がありません。市民に各課でどのような事業が行なわれているかを知ってもらうためにも概要版に事業一覧を記載すべきと思います。

（意見 135）

施策目標 17の「ジェネリック医薬品普及啓発事業」があります。ただし、項目があるだけで事業は不明。採択素案では、数行の説明がありました。

1例に過ぎませんが、この資料ではパブコメはできません。どうかしてください。

（市の考え方）

本市では、庁内の事務的な業務であっても、一定の経費をかけているとの考えのもと、市が実施する全ての事業を実施計画の対象としております。このことにより、事業数が多くなっており、以前より「計画書が膨大で見にくい」とのご意見をいただいていたことから、本パブリックコメント手続の実施にあたっては、概要版を作成し、ご意見を提出しやすい環境づくりに努めました。

また、概要版では情報量が不足する事が懸念されることから、パブリックコメント手続の実施にあたっては、閲覧用として茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画（素案）を各施設に配架しました。

しかしながら、ご意見にありますとおり、資料の記載内容については多くの課題があったと認識しております。今後とも、より多くのご意見をいただけるよう、わかりやすい資料作成に努めてまいります。

(意見 136)

まず、素案の資料を、半分か3分の1の厚さに、内容を整理してほしい。

茅ヶ崎市の資料は、第4次実施計画【素案】に限らず、文字数ばかりが多いうえに、何を重要なポイントとして市民に示したいのかが分からない。無用に長い文章を、簡潔にまとめ、何度も繰り返される同じようなキャッチコピーや文言を削除するだけで、資料の厚みは半分まで減るだろう。ギリギリまでムダをそぎ落とした、茅ヶ崎市の財政規模に適した、明快なシャープさを持った素案でないなら作らない方がよい。判読に多大な労力のかかる肥大化しただけの資料は、市民に失礼だと思う。

(意見 137)

計画策定やパブリックコメントは、やればよいというものではなく市民に分かりやすい内容であることが大変大事な要素です。

本計画は非常に膨大で、今後5ヶ年の市政の取り組みが何を重点に展開されることになるのか、またこれまでと比べて何をどのように変えようとするのかも市民には大変分かりにくいまとめ方です。

これだけ膨大な資料をまとめるためには各担当課の負担も大変重いものであることが容易に想像できます。それだけのロードを掛けただけの成果があるものとも思えません。

その点で他市のよい事例を研究することも大事です。以前私たちが見学した兵庫県多治見市の総合計画は端的で大変分かりやすい内容になっていました。

それも含め計画そのものの組み立てなど一般市民に分かりやすく、また職員にも過大な負担にならないようなあり方にするよう改善してもらいたいと思います。

(市の考え方)

本市では、庁内の事務的な業務であっても、一定の経費をかけているとの考えのもと、市が実施する全ての事業を実施計画の対象としております。このことにより、事業数が多くなり、計画書が見にくくなってしまうデメリットもあることから、これまでも見せ方に工夫をまいりました。

また、本パブリックコメントの実施にあたっては、概要版を作成し、ご意見を提出しやすい環境整備に努めました。

今後とも、より多くのご意見をいただけるよう、わかりやすい資料作成に努めるとともに、今後本格化する次期総合計画の策定作業において、様々な事例を研究し、市民の皆さまに分かりやすい計画書の作成に努めてまいります。

(意見 138)

第4次総合計画のパブコメの冊子は「概要版」でした。表紙には「概要版」という表記はなく2枚目にありました。

こんなパブコメの実施は絶対やめてください。

(意見 139)

「概要版」による意見募集では、意味がほとんどありません。今後はこういうことのないようにしてください。

(意見 140)

今回のパブリックコメントに当たって、企画経営課窓口でいただいた素案は、読み始めた後で概要版であることがわかり、別途詳細版を入手しましたが、資料の配布に当たっては、本編か概要版かを表紙に明記してください。また、市民には現状の概要版では大事なデータなどが欠落しており、計画の内容や進捗状況を正しく判断するのは難しいと思います。今後の資料作成に当たっては、概要版にも実施状況や進捗状況を的確に判断できるような最低限必要な記事・データ（政策共通認識の説明、事業一覧など）を記載してください。

(意見 141)

市ではパブコメの概略版を作ると言っていました。そして今年実施のパブコメで概略版を発行（2件あり・同一課）したのもあります。今回も分かりやすい概略版を作って欲しかったです。応募者も増えると思う。

(意見 142)

HPで見られるものは 概要版 と わかりました。概要版しかないので、それを見て提出しますが、広く市民から意見をもらうという姿勢から 外れていると思われます。この方法について、検討してください。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしております。茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画（素案）が相当量の計画書となってしまうことから、本パブリックコメント手続に際しては、概要版を作成し、ご意見を提出しやすい環境整備に努めました。

しかしながら、ご意見にありますとおり、資料の記載内容等については多くの課題があったと認識しております。今後とも、より多くのご意見をいただけるよう、わかりやすい資料作成に努めてまいります。

(意見 143)

当パブコメの説明会は実施しないのですか。当市議会で市より実施する旨の回答があったと思います。実施しないとパブコメの意味がなくなると思う。

(市の考え方)

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、7月から8月にかけて8回の地区別懇談会と、2回の分野別懇談会を開催し、延べ247名あまりの市民・関係団体の皆さまにご参加いただき、ご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後の計画の進行管理についても、ホームページや広報等の媒体を活用し、積極的に情報発信してまいります。

(意見 144)

今年度より市政モニター制度が廃止されました。またパブコメの応募者も少なくそしてパブコメ実施を知らない人も多いと思う。今まで以上の工夫と啓発（PR）を望む。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しております。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用等様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見 145)

パブコメ実施 1 1月3件 1 2月6件 1 2月から1月にかけて4件 1月から2月にかけて3件と集中しています。このこともパブコメの意味をなくすと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の手法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が多岐にわたる段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえで、もっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(意見 146)

同上委員会でも「新しい公共の形成」もよく分らない状況の中、指定管理制度、協働推進事業、提案型民間型といった行革について最適化について…検討とあり、市では改めて議論を深めていくと回答。働き方見直し…組織の主体である職員がどう思っているかという点大事…資料提出を。市は資料の提供については…差し控えたい。以下このような状況の中でパブコメしてもパブコメの意味がなく、市は検討と言いながら押し進めているのではと思う。その他略

(市の考え方)

市では、市民参加条例に基づき、条例の制定や計画の策定段階等において適切に市民参加を実施することを位置付けております。

また、自治基本条例第14条第1号に基づき、市政に関する情報を市民に分かりやすく提

供するように努めることとしております。

職務を遂行するにあたっては、基本姿勢として両条例を遵守することとしており、今後とも公民連携の推進をはじめ、市政運営にあたっては、条例の趣旨を踏まえて取り組み、市民や受益者の負担に対するサービスの価値の最大化を追求するとともに、民間のノウハウを活かし、まち全体が持続的に発展できるよう取り組んでまいります。

■その他の意見（3件）

その他3件のご意見をいただきました。